

3.2 港湾、漁港、避泊港一覧表

(1) 港湾一覧表

港名	港格	管理者
北九州港	国際拠点港湾	北九州市
博多港	国際拠点港湾	福岡市
荏田港	重要港湾	福岡県
三池港	重要港湾	〃
宇島港	地方港湾	〃
大牟田港	〃	〃
大津港	〃	〃
大芦港	〃	〃
大島港	地方港湾 (避難港)	〃

国際拠点港湾 2港
 重要港湾 2港
 地方港湾 5港 (内 避難港 1港)
 計 9港

北九州港整備計画

1 公共埠頭計画

新門司南地区	新門司北地区	西海岸地区	戸畑地区
(-9.0)岸壁1バース 220m (耐震強化岸壁) (-7.5)岸壁1バース 180m (耐震強化岸壁)	(-8.0)岸壁2バース 476m (耐震強化岸壁) (-10.0)岸壁1バース 240m (-7.5)岸壁1バース 220m (-8.5)岸壁1バース 257m (耐震強化岸壁)	(-11)岸壁1バース 210m (耐震強化岸壁)	(-7.5)岸壁3バース 390m (-4.5)岸壁1バース 80m
黒崎地区	二島地区	響灘東地区	響灘西地区
(-8.5)岸壁1バース 160m (耐震強化岸壁)	(-8.5)岸壁1バース 160m	(-13)岸壁1バース 250m (-12)岸壁1バース 230m (-7.5)岸壁1バース 130m (-10)岸壁2バース 360m	(-15)岸壁1バース 350m (耐震強化岸壁) (-9)岸壁1バース 220m (耐震強化岸壁)

2 水域施設計画

新門司南地区泊地 水深-7.5m 0.5ha、水深-9.0m 0.7ha
 新門司北地区泊地 水深-10m 0.5ha
 戸畑地区泊地 水深-7.5m 3.5ha、水深-9.0m 2.1ha
 黒崎地区泊地 水深-8.5m 0.5ha
 二島地区泊地 水深-8.5m 5.5ha
 響灘東地区泊地 水深-10m 4.6ha、水深-12m 15.3ha、水深-12m 1.1ha、水深-13m 36.7ha、
 水深-17m 39.0ha
 戸畑地区航路 水深-17m 幅員400~980m
 響灘東地区航路 水深-17m 幅員350~700m

北九州港現有施設概要（公共）

■けい留施設

岸壁	-4.5	41バース	-8.0	9バース
	-5.0	10バース	-9.0	11バース
	-5.5	28バース	-10.0	28バース
	-6.0	9バース	-11.0	10バース
	-7.1	1バース	-12.0	3バース
	-7.5	15バース	-15.0	2バース
				計165バース

（内2バース耐震強化岸壁）

■荷さばき保管施設

上屋	40棟	145,714㎡
貯木場	3箇所	451,574㎡
野積場	78箇所	278,378㎡

■船舶給水施設

給水設備 給水栓 290栓

■港務通信施設

国際海上超短波無線電話（V. H. F）
きたきゅうしゅうポートラジオ
16チャンネル（呼出用）
07. 12. 14. 20. 64チャンネル（一般通信用）

博多港整備計画

1. 公共ふ頭計画

アイランドシティ地区 60,000トン級(-15) 2バース（耐震強化岸壁）一部供用済み（1バース及び延伸部）
箱崎ふ頭地区 20,000トン級(-10) 1バース（耐震強化岸壁）未着手

2. フェリー及び旅客船ふ頭計画

中央ふ頭地区 70,000トン級(-9) 1バース（耐震強化岸壁）未着手

博多港現有施設概要

■けい留施設

岸壁	-15.0	1バース
	-14.0	1バース
	-13.0	2バース
	-12.0	5バース
	-11.0	2バース
	-10.5	1バース
	-10.0	4バース
	-9.0	1バース
	-7.5	32バース
	-6.5	1バース
	-5.5	23バース
	-5.5未満	3バース
		計 76バース

■ヨットハーバー

陸域面積	38,000㎡
水域面積	82,000㎡
浮さん橋	188隻
艇置場	350隻

■荷さばき保管施設

上屋	21棟	58,225㎡
野積場	59ヶ所	1,593,337㎡
荷役機械(ガントリークレーン)		10基
荷役機械(アンローダー)		5基

苅田港整備計画

本港地区		新松山地区	
航路 (-13.0)	巾350	泊地 (-13.0)	26.1ha
泊地 (-13.0)	55.1ha	岸壁 (-12.0)	1バース 泊地 (-12.0) 10.2ha
緑地	4.3ha	ふ頭用地	50.3ha
		緑地	13.2ha

苅田港現有施設概要

■けい留施設

岸壁	-13.0	2バース
	-10.0	7バース
	-7.5	7バース
	-7.5	1バース（耐震強化岸壁）
	-6.5	1バース
	-5.5	11バース
	-4.5	13バース
		計 39バース
物揚場	-4.0	150m
	-3.0	781m
	-2.0	614m
		計 1,545m

■荷さばき保管施設

上屋	2棟	5,788㎡
貯木場(水面)		416,624㎡
野積場		655,017㎡
荷さばき地		178,034㎡
■緑地		87,952㎡

■港務通信施設

国際海上超短波無線電話（V. H. F）
かんだポートラジオ
16チャンネル（呼出用）
12. 14. 20. 22. チャンネル（一般通信用）
12. 14. 20. 22. チャンネル（一般通信用）

三池港港湾整備計画

内 港 北 地 区					
岸壁 (-7.5)	1 バース	ふ頭用地	2.5ha	緑地	1.1ha

三池港現有施設概要

■けい留施設

岸 壁	-10.0	2バース (公共)
	-8.5	3バース (公共)
物揚場	±0.0	88 m (公共)

■荷さばき保管施設

野積場	17,780m ²	(公共)
荷さばき地	72,854m ²	(公共)

■緑地

3,648m²

(2) 漁港一覧表

(筑前海区)

漁 港 名	種 別	管 理 者
大 島	2	福 岡 県
津 屋 崎	2	〃
沖 の 島	4	〃
小 呂 島	4	〃
奈 多	1	福 岡 市
弘	1	〃
浜 崎 今 津	1	〃
唐 泊	2	〃
西 浦	2	〃
玄 界	2	〃
志 賀 島	2	〃
博 多	特 3	〃
平 松	1	北 九 州 市
脇 之 浦	1	〃
脇 田	1	〃
岩 屋	1	〃
馬 島	1	〃
藍 島	2	〃
柏 原	1	芦 屋 町
波 津	2	岡 垣 町
地 島	1	宗 像 市
神 湊	2	〃
鐘 崎	2	〃
勝 浦	1	福 津 市
福 間	1	〃
新 宮	1	新 宮 町
相 島	2	〃
芥 屋	1	糸 島 市
姫 島	1	〃
野 北	2	〃
岐 志	2	〃
船 越	2	〃
加 布 里	2	〃
深 江	1	〃
大 入	1	〃
鹿 家	1	〃
福 吉	1	〃

(有明海区)

漁 港 名	種 別	管 理 者
沖 端	2	福 岡 県
三 又	1	大 川 市
若 津	1	〃
大 野 島	1	〃
新 田	1	〃
上 新 田	1	〃
久 間 田	1	柳 川 市
両 開	1	〃
東 宮 永	1	〃
有 明	1	〃
皿 垣 開	1	〃
中 島	2	〃
江 浦	1	み や ま 市
黒 崎	1	大 牟 田 市

(豊前海区)

漁 港 名	種 別	管 理 者
宇 島	2	福 岡 県
曾 根	1	北 九 州 市
柄 杓 田	2	〃
蓑 島	1	行 橋 市
沓 尾	1	〃
長 井	1	〃
稲 童	1	〃
八 屋	1	豊 前 市
松 江	1	〃
吉 富	2	吉 富 町
西 角 田	1	築 上 町
椎 田	1	〃
西 八 田	1	〃
八 津 田	1	〃

- ※ ・第1種漁港…その利用範囲が地元の漁業を主とするもの。
 ・第2種漁港…その利用範囲が第1種漁港よりも広く第3種漁港に属しないもの。
 ・特定第3種漁港…その利用範囲が全国的なもので、水産業の振興上特に重要な漁港で、政令で定めるもの。
 ・第4種漁港…離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの。

(3) 避泊港の所在地及び収容能力一覧表

港名	荒天時避泊の適否 (立地条件)	避泊可能船舶の限度 (隻)				もよりの避泊港およびそれまでの距離
		汽 船		小型船舶	漁 船	
		500 ^t 以下	500 ^t 以下	200 ^t 以下		
関門港・若松区を除く	(1) 門司区、下関区は背面山地により南北の風はさえぎれ、屈曲した水路により外洋からの波浪の直接の浸入がないので、超大型台風以下は避難港として利用可能、西よりの風は門司側、東よりの風のときは下関側の風浪が高いので小型船舶は風向により適宜移動避泊する必要がある。 (2) 小倉、田野浦、西山区は風向により外洋からの浸入波がある。西よりの風は田野浦、東よりの風では小倉西山区は 避泊可能。 (3) 部埼および六連泊地は大型船の避泊地であるが、台風が接近する場合は最適ではなく他港に避難を要する。 (4) 下関漁港内は漁船、小型船舶の避難地である。	約 30	約 40	約 350	約 300	笠戸湾 約60マイル 仙崎湾 約70マイル 伊万里湾 約100マイル
関門松港区	外洋から直接波浪の浸水することがなく避難港として好適である。	約 40	約 30	約 300		油谷湾 42マイル 博多約 50マイル
福博岡多湾港	北寄りの風のときは外洋からの波浪、うねりの影響を受ける残島以西の海面は大型船の錨泊に適している。 北寄りの風のときは志賀島南側、西寄りの風のときは宮の浦の前面がよい。 港内船だまりは500トン以下の小型船の避泊に適している。	約 100	約 40	約 200	約 500	六連島 53マイル 呼子 29マイル
大島港	北や西の風には完全に防がれており、東や南の風は防波堤にまもられているので200トン以下の小型船の避難港として適している。	約 6		約 20	約 70	六連島 28マイル
相島港	内港は狭く、利用船は限られているが泊地は北の風を防ぎ、500トン以下の船に適する。	約 5		約 20	約 15	
三池港	島原海湾随一の避難港で、内港は大型船、船渠内は中型船以下の避泊に適す。	約 5	約 4	約 20	約 50	大牟田 約 2マイル 長洲 約 6マイル 島原 約 14マイル
大牟田港	大牟田川の河口港で干潮時には小型漁船以外は入港不能、船だまりは機帆船、内港は小型漁船避泊可能である。			約 7	約 90	三池 約2マイル
若津港	筑後川河口の上流約4マイルの河川港で、水流の変化が大きく、水路不案内船は適しないが随所に入江があり、機帆船、漁船等の避泊可能			約 5	約 50	三池 17マイル 大牟田 14マイル
長州港	自動車航走船の発着港で、機帆船、小型船の避泊可能	約 2		約 3	約 40	三池 6マイル 島原 9マイル

33 福岡県保有船

所 属	船 名	トン数	碇泊港	船 質	備 考
漁業管理課	しんぷう	114	博多港	軽合金	漁業取締船
水産海洋技術センター	げんかい	67	〃	軽合金	漁業調査取締船
〃	つくし	19	〃	軽合金	漁業調査取締船
有明海研究所	ありあけ	8.5	沖端漁港	F R P	漁業取締船
〃	ずいよう	4.2	〃	F R P	漁業調査船
〃	ちくご	1.7	〃	F R P	漁業調査船
豊前海研究所	ぶぜん	31	宇島港	軽合金	漁業調査取締船

34 海上自衛隊艦艇保有数及び輸送力の基準

種 別	数 量	輸 送 力 の 基 準
掃海艇 (すがしま型)	2 隻	乗員約45名その他乗艇可能人員70名、 搭載可能物資15トン

(海上自衛隊下関基地)

注(1) 乗艇可能人員及び搭載可能物資は、いずれか一つの場合

(2) 海上平穏の場合における1日以内の輸送力の基準を示すものであって、日数、気象状況、物資の形状等によって変動する。

3.5 海上保安庁保有巡視船艇等・航空機・資機材一覧表

(1) 巡視船艇等

部署名	所在地 (電話)	所属船艇		用途
		船名	トン数	
第七管区 海上保安本部	北九州市門司区西海岸1丁目3番10号 (093-321-2931)	はやしお	27	測量船
門司海上保安部	北九州市門司区西海岸1丁目3番10号 (093-321-3215)	くにさき きくち ともなみ はやなみ さとざくら もじかぜ きよかぜ はやぎく しまひかり	1,500 335 110 100 26 26 26 26 21	巡視船 " 消防機能強化型 巡視艇 " " " " 灯台見回り船
門司海上保安部 荻田海上保安部署	京都郡荻田町港町 (093-436-3356)	みやぎく	23	巡視艇
若松海上保安部	北九州市若松区本町1丁目 (093-761-2497)	もくれん わかかぜ たかかぜ やまざくら	26 26 26 26	巡視艇 " " "
福岡海上保安部	福岡市博多区沖浜町8-1 (092-281-5865)	やしま あそ むろみ むらくも ふよう とびうめ こちかぜ	5,300 770 335 100 26 26 26	巡視船 " " 巡視艇 " " "
三池海上保安部	大牟田市新港町1 (0944-53-0521)	すいれん いけかぜ	26 19	巡視艇 "

(2) 航空機

基地	所在地	番号	型式
第七管区海上保安本部 北九州航空基地	京都郡荻田町空港南町9番 (093-474-7006)	MAJ575	中型ジェット飛行機ファルコン2000型
		MAJ576	中型ジェット飛行機ファルコン2000型
		MAJ577	中型ジェット飛行機ファルコン2000型
		MA868	中型飛行機ビーチクラフト式B350型
		MA870	中型飛行機ビーチクラフト式B350型
		MH966	中型回転翼航空機アグスタ139
		MH969	中型回転翼航空機アグスタ139
福岡海上保安部 (やしま)	福岡市博多区沖浜町8-1 (092-281-5865)	MH906 MH908	中型回転翼航空機ベル412型 中型回転翼航空機ベル412型

(3) 海上災害対策資機材

海上保安部署	巡視船艇	救命設備			消防設備			油防除資材		
		作業艇 (隻)	高速 機動艇 (隻)	ゴム ボート (隻)	可搬式 消防ポン プ (台)	泡消火 原液 (ℓ)	オイル フェンス (m)	油処 理剤 (ℓ)	油吸着 材 (kg)	
門司	くにさき		1	2	1	400				
	きくち			1	1	320				
	はやなみ			1	1					
	ともなみ			1		5400				
	はやぎく			1	2					
	もじかぜ									
	きよかぜ					200				
	はやぎく				2					
	さとぎくら									
	基地							2,880	287	
計		1	6		8	6320		2,880	287	
荻田	みやぎく									
	基地							117	87	
	計							117	87	
若松	わかかぜ					200				
	たかかぜ					200				
	やまぎくら									
	もくれん									
	基地					180	240	1,080	163	
計					580	240	1,080	163		
福岡	やしま		2		1	3,000				
	あそ		1	1	1					
	むろみ			1	1	40				
	むらくも			1	1	380				
	こちかぜ									
	ふよう				2	400				
	とびうめ				2					
	基地						280	2,892	241	
計		3	3	8	3,820	280	2,892	241		
三池	いけかぜ									
	すいれん									
	基地							576	411	
計							576	411		
総計		4	9		16	10,720	520	7,545	1,189	

※油処理剤、油吸着材は船艇搭載分を含む。

3 6 福岡県沿岸における旅客船就航状況（定期航路）一覧表

(令和7年4月現在)

航路名	事業者名	運行状況	使用船舶				備考	
			船名	総トン数	船質	旅客定員		
新門司 ～神戸	阪九フェリー(株)	1日1航海	いずみ	16,040	鋼	625	カーフェリー	
			ひびき	16,040	鋼	625		
新門司 ～泉大津	阪九フェリー(株)	1日1航海	せつつ	16,292	鋼	663	カーフェリー	
			やまと	16,292	鋼	663		
大阪 ～門司	(株)名門大洋フェリー	1日2航海	フェーきょうと	15,025	鋼	675	カーフェリー	
			フェーふくおか	15,025	鋼	675		
			フェーおおさかⅡ	14,920	鋼	685		
			フェーきたきゅうしゅうⅡ	14,920	鋼	685		
北九州 ～徳島 ～東京	オーシャントランス (株)	1日1航海	フェリーびざん	12,636	鋼	266	カーフェリー	
			フェリーしまんと	12,636	鋼	266		
			フェリーどうご	12,636	鋼	266		
			フェリーりつりん	12,636	鋼	266		
松山 ～小倉	松山・小倉フェリー (株)	1日1航海	フェーくるしま	4,277	鋼	481	カーフェリー	
			フェーはやとも2	4,238	鋼	481		
藍島 ～小倉	北九州市	1日3航海	こくら丸	95	鋼	150		
若松 ～戸畑	北九州市	1日7航海	くき丸	19	鋼	110		
			第十八わかと丸	38	鋼	140		
百道(サザン) ～海の中華	安田産業汽船(株)	1日4～12航海	オーシャンライナー5	19	FRP	94		
			マリンライナー	19	軽合金	72		
			マリンライナー2	19	軽合金	84		
			オーシャンライナー3	19	FRP	88		
			オーシャンライナー8	19	FRP	97		
下関 ～門司	関門汽船(株)	1日4航海	しいがる	19	軽合金	70		
			かんもん	19	FRP	120		
			がんりう	19	FRP	120		
			ふくまる	19	FRP	100		
			アルマイル	19	FRP	73		
博多 ～比田勝	九州郵船(株)	1日1航海	うみてらし	1,125	鋼	176	カーフェリー	
博多 ～壱岐 ～対馬	九州郵船(株)	フェリー 1日3航海	フェリーちくし	1,926	鋼	674	カーフェリー	
			フェリーきずな	1,809	鋼	539		
		ジェットフォイル 1日4航海	ヴィーナス	163	軽合金	257		ジェットフォイル
			ヴィーナス2	163	軽合金	257		
博多 ～志賀島	福岡市	1日15航海	きんいん1	120	軽合金	162		
玄界島 ～博多	福岡市	1日7航海	みどり丸	94	軽合金	82		
能古 ～姪浜	福岡市	1日21～23航海	フラワーのこ レインボーのこ	169 177	鋼 鋼	260 200	カーフェリー カーフェリー	
小呂島 ～姪浜	福岡市	1日1～2航海	ニューおろしま	73	軽合金	60		
福江～青方 ～博多	野母商船(株)	1日1航海	太古	1,598	鋼	350	カーフェリー	
地島 ～神湊	宗像市	1日6航海	ニューじのしま	55	軽合金	100		
大島～神湊 ～地島	宗像市	1日7航海(内フェリー5航海)	おおしま	198	鋼	244	カーフェリー	
			しおかぜ	87	軽合金	179		
相島 ～新宮	新宮町	1日5～6航海	しんごう	67	軽合金	150		
姫島 ～岐志	糸島市	1日4航海	ひめしま	35	軽合金	76		
島原 ～大牟田	やまさ海運(株)	1日4航海	しまばら丸	19	軽合金	60	高速船 高速船	
			みいけ丸	19	軽合金	60		
新門司 ～横須賀	東京九州フェリー(株)	1日1航海	はまゆう	15,515	鋼	268	カーフェリー	
			それいゆ	15,515	鋼	268		

37 救助船一覧表

地区名	救難所名	船名	トン数	建造年度
北九州	苅田	おおたか	0.6	平成20年
福岡	大岳	おおたけ2	1.1	平成28年
	小呂島	第2なみゆき	17.00	昭和60年
	西浦	満応丸	14.00	平成3年
4 隻				

38 最近5年間の福岡県関係海難事故発生状況

区分 保安部	年	発生隻数	全損隻数	死亡 行方不明者数
門司	R2	25	4	0
	R3	25	2	0
	R4	29	1	0
	R5	23	1	0
	R6	23	1	0
若松	R2	11	3	0
	R3	12	1	0
	R4	8	2	0
	R5	11	0	0
	R6	8	1	0
福岡	R2	27	1	0
	R3	32	1	1
	R4	29	3	0
	R5	36	1	1
	R6	21	2	1
三池	R2	8	0	0
	R3	11	1	1
	R4	21	3	0
	R5	19	1	0
	R6	8	0	0
計	R2	71	8	0
	R3	80	5	2
	R4	87	9	0
	R5	89	3	1
	R6	60	4	1

(「海上保安統計年報」より)

3 9 危険物施設数

(各年3月31日現在)

区 分		令和6年	令和5年	対前年比	
				増減数	増減率 (%)
合 計	施設	11,067	11,115	△ 48	△ 0.4%
製 造 所	施設	154	153	1	00.7%
貯 蔵 所	施設	7,376	7,405	△ 29	△ 0.4%
	屋内貯蔵所	1,531	1,527	4	0.3%
	屋外タンク貯蔵所	1,640	1,640	0	0%
	屋内タンク貯蔵所	227	231	△ 4	△ 1.7%
	地下タンク貯蔵所	1,529	1,555	△ 26	△ 1.7%
	簡易タンク貯蔵所	18	17	1	05.9%
	移動タンク貯蔵所	2,005	2,010	△ 5	△ 0.2%
	屋外貯蔵所	426	425	1	00.2%
取 扱 所	施設	3,537	3,557	△ 20	△ 0.6%
	給油取扱所	1,918	1,940	△ 22	△ 1.1%
	第1種販売取扱所	32	32	0	0%
	第2種販売取扱所	16	15	1	06.7%
	移送取扱所	16	16	0	0%
	一般取扱所	1,555	1,554	1	0.1%

40 主な高圧ガス特性一覧表

ガス名及び化学式(刻印)	ガスの主な性質						容器内の状態 (気液)及びガス圧力 (35°Ckg/cm ³ G)	緊急用具及び注意事項		
	種別	ガスの比重	色及び臭	爆発範囲 (空气中、容量%)	許容濃度 (ppm)	人体への影響		中和剤、希釈剤など	ガス漏れの検知方法	保護具、注意事項など
アクリロニトリル※ C ₂ H ₃ C ₃ N	可・毒	1.8	無色 苦扁桃臭	3.0~17.0	2	窒息性 刺激性	液 (常温で液体)	換気	検知器	防毒マスク 火気厳禁
アクロレイン C ₃ H ₄ O	可・毒	1.8	無色 刺激臭	2.8~31.0	0.1	刺激性	液 (常温で液体)	換気 大量の水	検知器	防毒マスク 火気厳禁
○ 亜酸化窒素 N ₂ O	支	1.5	無色 かすかな芳香			麻酔性	液 約118	換気	石けん水	可燃物に注意
○ アセチレン C ₂ H ₂	可	0.9	無色 芳香臭	2.5~100.0		窒息性	溶解 15.5(15°C)	換気	石けん水 検知器	火気厳禁
アセトアルデヒド※ CH ₂ CHO	可・毒	1.5	無色 刺激臭	4.0~60.0	25	刺激性	液 (常温で液体)	換気 大量の水	検知器	防毒マスク 火気厳禁
○ 亜硫酸ガス SO ₂	毒	2.2	無色 刺激臭		0.25	刺激性	液 約4.4	消石灰 換気 大量の水	アンモニア(白煙) 検知器	防毒マスク
○ アルゴン Ar	不	1.4	無色 無臭			高濃度窒息性 液は凍傷の恐れ	気・液 150	換気	石けん水	窒息注意
○ アンモニア NH ₃	可・毒	0.6	無色 刺激臭	15.5~27.0	25	刺激性	液 約13	大量の水	検知器 リトマス試験紙	防毒マスク ゴム手袋 火気厳禁
○ 一酸化炭素 CO	可・毒	1.0	無色 無臭	12.5~74	25	窒息性	気 150	換気	石けん水 検知器	防毒マスク 火気厳禁
一酸化窒素 NO	支・毒	1.0	無色 刺激臭		25	刺激性	気 150	換気	リトマス試験紙 (青→赤)検知器	防毒マスク
○ エタン C ₂ H ₆	可	1.0	無色 無臭	3.0~12.5		窒息性	液	換気	石けん水	火気厳禁
エチルベンゼン※ C ₈ H ₁₀	可・毒	3.7	無色 芳香臭	1.0~6.7	100	麻酔性	液 (常温で液体)	換気		防毒マスク 火気厳禁
○ エチレン C ₂ H ₄	可	1.0	無色 甘味臭	2.7~36.0		麻酔性	気 約83	換気	石けん水 検知器	火気厳禁
エチルアミン※ C ₂ H ₅ N H ₂	可・毒	1.6	無色 アンモニア臭	3.5~14.0	5	刺激性	液	換気	塩酸(白煙)	防毒マスク 火気厳禁
○ 塩化エチル※ C ₂ H ₅ Cl	可	2.2	無色 刺激臭	3.8~15.4		麻酔性	液 1.5(40°C)	換気		火気厳禁
○ 塩化ビニル C ₂ H ₃ Cl	可	2.2	無色 甘味臭	3.6~33.0	1	麻酔性	液 約4.5	換気	石けん水 検知器	火気厳禁
○ 塩化水素 HCl	毒	1.3	無色 刺激臭		2	刺激性	液 約62	消石灰 カセイソーダ	アンモニア水 (白煙)	防毒マスク ゴム手袋
○ 塩素 Cl ₂	支・毒	2.4	無色 刺激臭		0.5	刺激性	液 約8.9	消石灰 カセイソーダ	アンモニア水 (白煙)	防毒マスク ゴム手袋
○ 空気 Air	支	1.0	無色 無臭			なし	気 150		石けん水	窒息注意
○ クロルメチル CH ₃ Cl	可・毒	1.8	無色 エーテル臭	8.1~17.4	50	麻酔性	液 約6.6	アンモニア水 大量の水 換気	石けん水 検知器	防毒マスク 火気厳禁
クロロブレン※ C ₄ H ₅ Cl	可・毒	3.1	無色 エーテル臭	4.0~20.0	10	麻酔性	液 (常温で液体)	換気		防毒マスク 火気厳禁
○ 酸化エチレン C ₂ H ₄ O	可・毒	1.5	無色 エーテル臭	3.0~80.0	1	麻酔性	液 約1.5	換気	石けん水 検知器	防毒マスク 火気厳禁 爆発性
○ 酸化プロピレン C ₃ H ₆ O	可・毒	2.0	無色 エーテル臭	2.8~37.0	2	麻酔性	液 (常温で液体)	換気	検知器	防毒マスク 火気厳禁
○ O ₂	支	1.1	無色 無臭		—	液は凍傷に注意	気・液 150	換気	石けん水	油脂類注意 可燃物
○ シアン水素 HCN	可・毒	0.9	無色 苦扁桃臭	5.6~40.0	4.7	窒息性	液 約0.5	消石灰 換気 大量の水	検知紙 検知器	防毒マスク 火気厳禁
ジエチルアミン※ C ₄ H ₁₁ N	可・毒	2.5	無色 アンモニア臭	1.8~10.1	5	刺激性	液 (常温で液体)	換気	塩酸(白煙) 検知器	防毒マスク 火気厳禁
シクロプロパン H ₂ C=CH ₂	可	1.5	無色 無臭	2.4~10.0	—	麻酔性	液	換気		火気厳禁
○ 水素 H ₂	可	0.07	無色 無臭	4.0~75.0	—	なし(濃度が高いと窒息性)	気 150	換気	石けん水 検知器	火気厳禁
○ 炭素ガス CO ₂	不	1.5	無色 無臭		—	なし(濃度が高いと窒息性)	液 約71.1	換気	石けん水	窒息注意
○ 窒素 N ₂	不	1.0	無色 無臭		—	液は凍傷に注意 (濃度が高いと窒息性)	気・液 150	換気	石けん水	窒息注意
○ 天然ガス(メタン) CH ₄	可	0.6	無色 無臭	5.0~15.1	—	なし(濃度が高いと窒息性)	気・液 150	換気	石けん水 検知器	火気厳禁
トリメチルアミン (CH ₃) ₃ N	可・毒	2.0	無色 アンモニア臭	2.0~11.6	5	刺激性	液 約2	換気 大量の水	検知器	防毒マスク 火気厳禁
○ 二酸化窒素 NO ₂	支・毒	2.6	赤褐色 刺激臭		3	刺激性	液	換気	検知器	防毒マスク 火気厳禁

ガス名及び化学式(刻印)	ガスの主な性質						容器内の状態 (気液)及びガス圧力 (35°Ckg/cm ³ G)	緊急用具及び注意事項		
	種別	ガスの比重	色及び臭	爆発範囲 (空气中、容量%)	許容濃度 (ppm)	人体への影響		中和剤、希釈剤など	ガス漏れの検知方法	保護具、注意事項など
二硫化炭素※ CS ₂	可・毒	2.6	無色 特有の不快感	1.3~50.0	1	麻酔性	液 (常温で液体)	換気	検知器	防毒マスク 火気厳禁
ネオン NE	不	0.7	無色 無臭			高濃度窒息性	気 150	換気	石けん水	窒息注意
フッ素 F ₂	支・毒	1.3	緑黄色 刺激臭		1	刺激性	気・液	換気 アルカリ(ソーダ灰)大量の水	検知器	防毒マスク ゴム手袋
ブタン C ₄ H ₁₀	可	2.0	無色 無臭	1.8~8.4	1000	高濃度窒息性	液 約3	換気	石けん水 検知器	火気厳禁
ブタジエン C ₄ H ₆	可	1.9	無色 弱芳香臭	2.0~12.0	—	麻酔性	液 約3	換気	石けん水 検知器	火気厳禁
ブテン C ₄ H ₈	可	1.9	無色 無臭	1.6~10.0	—	麻酔性	液	換気	石けん水 検知器	火気厳禁
プロパン C ₃ H ₈	可	1.5	無色 無臭	2.1~9.5	—	高濃度窒息性	液 約10	換気	石けん水 検知器	火気厳禁
プロピレン C ₃ H ₆	可	1.5	無色 弱芳香臭	2.0~11.1	—	高濃度窒息性	液 約10	換気	石けん水 検知器	火気厳禁
プロピルメチル CH ₃ Br	可・毒	3.3	無色 クロロフォルム臭	10.0~16.0	1	麻酔性	液 約2	換気	石けん水 検知器	防毒マスク 火気厳禁
フロロン 12 CCL ₂ F ₂	不	4.2	無色 芳香臭		1000	高濃度窒息性	液 7.6	換気	石けん水 検知器	裸火にふれると有毒ガス発生
フロロン 22 CH ₂ ClF	不	3.0	無色 芳香臭		1000	高濃度窒息性	液 12.9	換気	石けん水 検知器	同上
ヘリウム He	不	0.1	無色 無臭			高濃度窒息性	液 150	換気	石けん水 検知器	窒息注意
ベンゼン※ C ₆ H ₆	可・毒	2.7	無色 芳香臭	1.2~8.0	0.5	麻酔性	液 (常温で液体)	換気	石けん水 検知器	防毒マスク 火気厳禁
ホスゲン COCl ₂	毒	3.4	無色 青草臭		0.1	窒息性 猛毒ガス	液 1.7	消石灰 換気 アルカリ	アンモニア水 (白煙)	窒息注意 防毒マスク
メチルアセチレン CH ₃ CCH	可	1.4	無色 無臭	1.7~12.0		麻酔性	液 約5	換気	石けん水 検知器	火気厳禁
モノメチルアミン CH ₃ NH ₂	可・毒	1.1	無色 アンモニア臭	4.9~20.7	5	窒息性 刺激性	液 約4	換気 大量の水	塩酸(白煙) 検知器	防毒マスク 火気厳禁
硫化水素 H ₂ S	可・毒	1.2	無色 腐卵臭	4.3~46.0	1	刺激性	液 約25	換気 大量の水	検知器 検知紙	防毒マスク 火気厳禁
モノシラン SiH ₄	可・毒	1.1	無色 胸の悪くなる臭	1.37~(100)	5	刺激性	気 単体~80、混合	過マンガン酸カリ 消石灰	石けん水 検知器	ガスを止める以外に消化法なし
ホスフィン PH ₃	可・毒	1.2	無色 腐魚臭	1.6~99	0.05	中枢神経系 障害	気 混合~150 (液 単体~35)	過マンガン酸カリ	検知器	空気呼吸器着用
アールシン AsH ₃	可・毒	2.7	無色 にんにく臭	4.5~64	0.005	血液内臓障害 猛毒ガス	気 混合~150 (液 単体~15)	過マンガン酸カリ	検知器	空気呼吸器着用
ジボラン B ₂ H ₆	可・毒	0.97	無色 ビタミン臭	0.84~93.3	0.1	脳・腎臓・肝臓 障害	気 混合~150	過マンガン酸カリ 消石灰	検知器	空気呼吸器着用
セレン化水素 H ₂ Se	可・毒	2.8	無色 にんにく臭	12.5~63	0.05	脳・内臓障害	気 単体~4、混合~150	過マンガン酸カリ	検知器	空気呼吸器着用
モノゲルマン GeH ₄	可・毒	2.7	無色 刺激臭	2.8~98	0.2	血液障害	気 単体~3、混合~	過マンガン酸カリ	検知器	空気呼吸器着用
ジシラン Si ₂ H ₆	可・毒	2.2	無色 刺激臭	0.5~100	5	刺激性	気 混合~100 (液 単体~2.5)	過マンガン酸カリ 消石灰	石けん水 検知器	ガスを止める以外に消化法なし
五フッ化ヒ素 AsF ₅	毒	5.6	無色 刺激臭	—	未設定	刺激性	気 約16	消石灰	検知器 (HF用)	防毒マスク ゴム手袋 保護メガネ
五フッ化リン PF ₅	毒	4.5	無色 刺激臭	—	—	刺激性	気 約76	消石灰	検知器 (HF用)	防毒マスク ゴム手袋 保護メガネ
三フッ化リン PF ₃	毒	3.0	無色	—	—	刺激性	気 約50	消石灰	検知器 (HF用)	防毒マスク ゴム手袋 保護メガネ
三フッ化窒素 NF ₃	毒	2.5	無色 無臭	—	10	大量吸入で 酸欠症状	気 単体~90、混合	除去不能	検知器 (HF用)	防毒マスク ゴム手袋 保護メガネ
三フッ化ホウ素 BF ₃	毒	2.3	無色 刺激臭	—	0.1	呼吸器系	気 約75	消石灰	検知器 (HF用)	防毒マスク ゴム手袋 保護メガネ
四フッ化硫黄 SF ₄	毒	3.7	無色 刺激臭	—	0.1	呼吸器系	気 約10	消石灰	検知器 (HF用)	防毒マスク ゴム手袋 保護メガネ
四フッ化ケイ素 SiF ₄	毒	3.6	無色 窒素性臭気	—	未設定	呼吸器系	気 単体~38、混合	消石灰	検知器 (HF用)	防毒マスク ゴム手袋 保護メガネ

付記

- 1 ガス名
・※付のガスは法令上の定義では、一般流通過程で高圧ガスではないが、製造又は有機合成の工程では高圧ガスの製造に該当するものである。
・○印は容器につめられて「高圧ガス」として市販されているガス。
- 2 種別
可・・・可燃性ガス 支・・・支燃性ガス 不・・・不活性ガス 毒・・・毒ガス
- 3 爆発範囲
防災指針第1週(日本科学会編1979.6)参照した。

- 4 許容濃度
1978年ACGIH(アメリカ政府工業衛生会議)発表のもの。
許容濃度200ppm以下の数値を記載。
- 5 容器内の状態
気・・・気体(ガス) 液・・・液体
ガスの圧力は35°Cでのゲージ圧力の概略値をあげた。
「常温での液体」・・・沸騰が20°C(大気圧)以上のもの。

41 毒物劇物製造業者一覧表

令和6年4月1日現在

地区	製造所名称	製造所所在地
北九州市	小野田化学工業株式会社 門司工場	福岡県北九州市門司区田野浦海岸11-1
	セントラル・タンクターミナル株式会社門司事業所	福岡県北九州市門司区瀬戸町2番1号
	株式会社九州ネギン	福岡県北九州市門司区新門司北2丁目10-4
	富士化学株式会社 九州工場	福岡県北九州市門司区新門司3丁目53-1
	日本アルコール販売株式会社福岡支店門司事業所	福岡県北九州市門司区新門司3丁目36番地
	中国精油株式会社新門司工場	福岡県北九州市門司区新門司2丁目-1
	黒崎化学工業株式会社	福岡県北九州市八幡西区夕原町5番15号
	ミハラ金属工業株式会社	福岡県北九州市八幡西区夕原町3番3号
	株式会社キューリンパーセル	福岡県北九州市八幡西区森下町26番67号KYURIN第2ラボ2F
	株式会社大阪ソーダ北九州工場	福岡県北九州市八幡西区黒崎城石1番3号
	三菱ケミカル株式会社 九州事業所	福岡県北九州市八幡西区黒崎城石1番1号
	ステラケミファ株式会社 北九州工場	福岡県北九州市八幡西区黒崎城石1番1号
	株式会社新菱	福岡県北九州市八幡西区黒崎城石1番1号
	小倉合成工業株式会社	福岡県北九州市小倉北区東港一丁目4番8号
	大陽日酸JFP株式会社 北九州工場	福岡県北九州市小倉北区東港2丁目3番1号
	旭梱包運輸株式会社 小倉工場	福岡県北九州市小倉北区西港町125
	ステリフリング九州株式会社	福岡県北九州市小倉南区新曾根5番40号
	日揮触媒化成株式会社 北九州事業所	福岡県北九州市若松区北湊町13番2号
	株式会社九州マイクロテック 北湊事業所	福岡県北九州市若松区北湊町13-2
	株式会社新菱 二島工場	福岡県北九州市若松区南二島5丁目1番10号
	弘田化学工業株式会社九州工場	福岡県北九州市若松区南二島2丁目22番15号
	エステック株式会社藤ノ木工場	福岡県北九州市若松区藤ノ木2丁目6-47
	日本コークス工業株式会社北九州事業所	福岡県北九州市若松区響町一丁目3番地
	株式会社ジェイ・リライツ	福岡県北九州市若松区響町1丁目62番地の17
	九州リファイン株式会社	福岡県北九州市若松区響町1丁目62番地19
	株式会社セイシン企業 響灘工場	福岡県北九州市若松区安瀬66-10
	日鉄環境株式会社 分析ソリューション事業本部 北九州センター飛幡	福岡県北九州市戸畑区飛幡町1番1号
	日鉄環境株式会社 分析ソリューション事業本部 北九州センター中原	福岡県北九州市戸畑区中原先の浜46の80
	新ケミカル商事株式会社 北九州カスタマーセンター	福岡県北九州市戸畑区中原先の浜46-80
	日鉄ケミカル&マテリアル株式会社 九州製造所	福岡県北九州市戸畑区大字中原字先の浜地先埋立地
	光和精鉱株式会社	福岡県北九州市戸畑区大字中原字先ノ浜46番93
	JNCマテリアル株式会社 戸畑工場	福岡県北九州市戸畑区大字中原字先ノ浜46-94
	戸畑港運輸株式会社戸畑化成基地	福岡県北九州市戸畑区大字中原46-160
旭化成株式会社 戸畑化成基地	福岡県北九州市戸畑区大字中原46-160	
株式会社テツゲン九州支店八幡事業所硫酸・硫酸再生工場	福岡県北九州市戸畑区大字戸畑字名古屋464-10	
日塗化学株式会社 戸畑工場	福岡県北九州市戸畑区大字戸畑255番地14	
北九州地区	相互薬工株式会社 福岡事業所 福岡工場	福岡県中間市大字上底井野字曾根ヶ崎408-1
	株式会社ルミカ北九州工場	福岡県遠賀郡遠賀町大字上別府字花園891番地
	株式会社エービーアイコーポレーション吉富事業所	福岡県築上郡吉富町大字小祝955番地
	日鉄建材株式会社 豊前ニッケツクス工場	福岡県豊前市八屋2544-6
福岡市	株式会社遠藤化学工業所	福岡県福岡市博多区上牟田3-9-26
	大井産業株式会社榎田工場	福岡県福岡市博多区榎田1-7-12
	株式会社アサヒ化工	福岡県福岡市南区高木2丁目25-4
	タイキ薬品工業株式会社 福岡工場	福岡県福岡市東区東浜一丁目9番4号
	九州電力株式会社 エネルギーサービス事業統括本部 企画・需給本部	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
	昭永ケミカル株式会社 福岡工場	福岡県福岡市中央区荒津2丁目3番8号
	シンコーケミカル・ターミナル株式会社博多事業所	福岡県福岡市中央区荒津2丁目3-8
伊藤忠エネクス株式会社福岡アスファルト基地	福岡県福岡市中央区荒津2-3-26	
株式会社Kyulux	福岡県福岡市西区九大新町4-1 福岡市産学連携交流センター2号棟227号室	
福岡地区	協友アグリ株式会社甘木工場	福岡県朝倉市甘木2343
	高杉製菓株式会社	福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2617
	大谷化学工業株式会社	福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2567番地
	株式会社クリーンライフ	福岡県糟屋郡粕屋町大字上大隈265番地1
	日本アルコール販売株式会社福岡支店伊賀事業所	福岡県糟屋郡粕屋町戸原東二丁目6番18号
	湯浅株式会社	福岡県糟屋郡須恵町大字植木412番地の1
	ミヤキ産業株式会社	福岡県糟屋郡須恵町植木1341
	株式会社クライミング	福岡県糟屋郡新宮町上府北3丁目8番17号
株式会社九州ワコー	福岡県糟屋郡久山町猪野737-6	

地区	製造所名称	製造所所在地
	アサヒブリテック株式会社 福岡工場	福岡県古賀市糸ヶ浦28番地
	TOPPAN株式会社エレクトロニクス事業本部 筑紫野事業所	福岡県筑紫野市立明寺511-1
	昭栄化学工業株式会社 糸島事業所	福岡県糸島市東1999-23
筑豊地区	立山化成株式会社 九州工場	福岡県田川市大字籬字西ヶ浦2082番地3
	呉共同機工株式会社	福岡県田川市大字籬024番地
	日本パーカライジング株式会社 九州第一工場	福岡県鞍手郡鞍手町大字古門590番地5
	タイキ薬品工業株式会社 天道工場	福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈429-42
	エスケー化研株式会社九州工場	福岡県嘉穂郡桂川町吉隈大谷429の26
筑後地区	日本イットリウム株式会社	福岡県大牟田市大字唐船2081番地398
	三井金属鉱業株式会社 機能性粉体事業部 三池機能性粉体工場	福岡県大牟田市大字唐船2081
	株式会社大牟田高圧ガスセンター	福岡県大牟田市大浦町16番地の1
	三井化学株式会社 大牟田工場	福岡県大牟田市浅牟田町30番地
	株式会社エム・ケイ・ケミカル大牟田工場	福岡県大牟田市浅牟田町30番地
	室町ケミカル株式会社	福岡県大牟田市新勝立町1-38-5
	三池港硫酸センター	福岡県大牟田市新港町1-54
	関東化学株式会社大牟田工場	福岡県大牟田市新開町2
	デンカ株式会社 大牟田工場	福岡県大牟田市新開町1番地
	株式会社三成化学工業所	福岡県大牟田市七浦町58番地の3
	五興化成工業株式会社 大牟田工場	福岡県大牟田市合成町37番地
	山本化成株式会社 大牟田工場	福岡県大牟田市合成町1番地
	三池化学株式会社	福岡県大牟田市亀谷町168番地
	ジェイアンドスミス株式会社	福岡県久留米市荒木町藤田1423番地37
	大成薬品工業株式会社筑後工場	福岡県筑後市大字熊野字屋敷998-1
	株式会社ユニオングローバルソリューション 九州工場	福岡県八女郡広川町大字日吉523-18
	株式会社ジーンアクト	福岡県久留米市荘島町8番地5
	TOPPAN株式会社エレクトロニクス事業本部 広川工場	福岡県八女郡広川町大字藤田1425-58
	株式会社HaKaL	福岡県久留米市合川町1488-4福岡バイオファクトリー403

4.2 ガス事業者（ガス小売事業者 兼 一般ガス導管事業者）一覧表

令和7年4月1日現在

事業者または支店名	所在地	電話番号	供給区域
西部瓦斯(株) 本社（防災保安部）	福岡市博多区千代1-17-1	092-633-2263	[福岡エリア] 福岡市、春日市、大野城市、糸島市、古賀市、宗像市、福津市、宮若市、那珂川市、糟屋郡粕屋町、糟屋郡志免町、糟屋郡新宮町、糟屋郡久山町
〃 中央指令部	〃 東区東浜1-10-75	092-633-2332	
〃 福岡供給部	〃 東区東浜1-10-75	092-633-2323	
〃 北九州供給部	北九州市小倉北区愛宕1-5-1	093-591-6611	[北九州エリア] 北九州市、中間市、遠賀郡水巻町、遠賀郡遠賀町、遠賀郡芦屋町、遠賀郡岡垣町、京都郡苅田町、鞍手郡鞍手町
西日本ガス(株) 本社工場	柳川市新外町89-2	0944-74-1414	柳川市、八女市
〃 八女工場	八女市大字立野145-2	0944-23-5008	
久留米ガス(株)	久留米市東櫛原町1089	0942-36-2601	久留米市
大牟田瓦斯(株)	大牟田市泉町4-5	0944-53-1021	大牟田市
直方ガス(株)	直方市新町3-3-10	0949-22-2496	直方市
飯塚ガス(株)	飯塚市横田677-2	0948-22-8646	飯塚市
筑紫ガス(株)	筑紫野市紫2-12-10	092-923-3111	筑紫野市、太宰府市、小郡市、朝倉郡筑前町
高松ガス(株)	北九州市八幡西区浅川台3-20-11	093-692-7082	遠賀郡水巻町

4 3 火薬類製造所一覧表

令和7年4月1日現在

所在地区	所在地	製造所(者)名	製品名	電話番号
福岡地区	糟屋郡篠栗町	西日本花火(有)	打上煙火	(092)947-0095
北九州地区	北九州市小倉南区	(株)ワキノアートファクトリー	〃	(093)451-2500
筑豊地区	宮若市	西日本花火(有)	〃	(0949)52-1612
筑後地区	みやま市	塚本花火工業	〃	(0944)67-2967
	〃	高田花火工場	〃	(0944)67-2934
	〃	(有)筑後屋 花火工業所	玩具煙火	(0944)67-2610
	〃	筒井時正玩具花火製造所(株)	〃	(0944)67-0764

4 4 火薬類貯蔵施設概要

令和7年4月1日現在

所在地区	所在地	火薬庫の種類別棟数					計	
		1級	2級	3級	実包	煙火		玩具
福岡地区	福岡市中央区			1				1
	福岡市博多区			3				3
	筑紫野市			1				1
	糟屋郡 篠栗町	2				5		7
	糟屋郡 須恵町	2						2
(小計)		4		5		5		14
北九州地区	北九州市門司区	10		1	1			12
	北九州市小倉南区	5				11		16
	京都郡 苅田町	3		2				5
	遠賀郡 岡垣町				1			1
(小計)		18		3	2	11		34
筑豊地区	飯塚市	3		1	1			5
	宮若市	10			1	4		15
	田川郡 川崎町	3						3
(小計)		16		1	2	4		23
筑後地区	朝倉市	2				1		3
	大牟田市	2						2
	久留米市				1			1
	八女市					1	10	11
	みやま市				1	4	2	7
(小計)		4			2	6	12	24
合計		42		9	6	26	12	95

4 5 火葬場所在地、名称、処理能力一覧表

所在地	名称	処理能力(体/日)	備考(火葬炉数)
(筑紫保健福祉環境事務所管内) 筑紫野市大字山家3745-1 那珂川市大字上梶原529-43	筑慈苑 華石苑	30 7	12基 3基+汚物炉1基
(粕屋保健福祉環境事務所管内) 古賀市青柳145番地1 糟屋郡新宮町大字相島1245-1	北筑昇華苑 新宮町立相島火葬場	32 1	16基 1基
(糸島保健福祉環境事務所管内) 糸島市二丈石崎400	糸島市斎場	15	5基+小型炉1基
(宗像・遠賀保健福祉環境事務所管内) 宗像市大字大井1548 遠賀郡遠賀町大字上別府1996	浄楽苑宗像斎場 天生園	14 21	6基 7基
(嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所管内) 直方市大字上新入2430-14 飯塚市大字大日寺736 飯塚市長尾654 宮若市原田331 嘉麻市牛隈1702番地2 鞍手郡鞍手町大字中山3397	直方市火葬場天翔館 飯塚市斎場 筑穂園 宮若市火葬場桜華苑 嘉麻市嘉麻葬場 鞍手町首葬斎場	8 13 9 9 12 6	4基 6基+汚物炉1基 3基 3基 4基 3基
(田川保健福祉環境事務所管内) 田川市大字伊加利2191番地14	田川地区斎場	20	6基
(北筑後保健福祉環境事務所管内) 小郡市大保514 うきは市浮羽町小塩5381-4 朝倉市杷木志波梅迫746-5 朝倉市堤4-6	小郡市葬祭場(河北苑) うきは市浄光苑 杷木火葬場(香華園) 甘木火葬場(梅香苑)	9 6 6 12	5基+胞衣炉1基 3基 3基 4基+汚物炉1基
(南筑後保健福祉環境事務所管内) 大川市大字中古賀1095-1 八女市今福1356-1 八女市黒木町今1621-1 八女市上陽町北川内3628 八女市星野村5447-1 八女市矢部村北矢部5267-5 みやま市瀬高町下庄565-1 三潞郡大木町大字上八院1654 大牟田市黄金町2丁目210番地2	大川市斎場 八女西部斎場東原園 八女市黒木斎場 八女市上陽斎場 八女市星野斎場 八女市矢部斎場 有峰苑みやま柳川 大木町営火葬場 大牟田市葬斎場	9 12 4 2 2 2 12 6 18	3基 6基+汚物炉1基 2基 1基 1基 1基 6基 2基 6基+胞衣炉1基
(京築保健福祉環境事務所管内) 行橋市大字上稗田1200-1 豊前市大字大西1135-5 京都郡みやこ町犀川木井馬場1515-3 京都郡荻田町大字南原1127-2 築上郡上毛町大字宇野1236-1 築上郡築上町大字築城1798	行橋市営火葬場やすらぎ苑 豊前市斎場天空の杜 みやこ町葬斎場(やすらぎ苑) 荻田町火葬場かんだ苑 築上東部火葬場 築上町火葬場(清浄園)	28 9 9 3 6 6	5基 3基 3基 3基 2基 3基
(北九州市管内) 北九州市門司区大字猿喰1342-8 北九州市八幡西区本城5丁目6-1	北九州市立東部斎場 北九州市立西部斎場	40 40	16基 16基
(福岡市管内) 福岡市南区桧原6丁目1-1 福岡市西区大字玄界島字中西744-2	福岡市葬祭場 福岡市玄界島火葬場	48 2	25基+胞衣炉1基 1基
(久留米市管内) 久留米市高良内町4030-1	久留米市斎場	30	10基+汚物炉1基

※処理能力は、当該施設が被災しておらず、可能な限り時間延長をした場合の最大値である。

4.6 可燃ごみ施設一覧表

令和6年3月31日現在

	市町村圏	設置者	構成市町村	施設名	竣工年月	型式	能力 (トン/日)		
1	北九州	北九州市	—	日明工場	平成3年3月	ス・全連	200 × 3炉		
2				新門司工場	平成19年3月	ガ溶・全連	240 × 3炉		
3				皇后崎工場	平成10年7月	ス・全連	270 × 3炉		
4		遠賀・中間地域広域行政事務組合	中間市・水巻町・芦屋町・岡垣町・遠賀町	遠賀・中間リレーセンター	平成19年3月	中継	199		
5	福岡	福岡市	—	西部工場	平成4年3月	ス・全連	250 × 3炉		
6				臨海工場	平成13年3月	ス・全連	300 × 3炉		
7		(株)福岡クリーンエナジー	福岡市	株式会社福岡クリーンエナジー東部工場	平成17年8月	ス・全連	300 × 3炉		
8		須恵町外二ヶ町清掃施設組合	篠栗町・須恵町・粕屋町	クリーンパークわかすぎごみ燃料化施設	平成14年12月	RDF	59 × 3炉		
9		糸島市	—	クリーンセンターごみ溶融処理施設	平成12年3月	ガ溶・全連	100 × 2炉		
10		玄界環境組合	宗像市・古賀市・福津市・新宮町	古賀清掃工場焼却施設	平成15年3月	ガ溶・全連	130 × 2炉		
11				宗像清掃工場ガス化溶融施設	平成15年6月	ガ溶・全連	80 × 2炉		
12				筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	小郡市・筑紫野市・基山町	クリーンヒル宝満熟回収施設	平成20年3月	ガ溶・全連	125 × 2炉
13		福岡都市圏南部環境事業組合	福岡市・春日市・大野城市・太宰府市・那珂川市	福岡都市圏南部工場	平成28年3月	ス・全連	170 × 3炉		
14		久留米	久留米市	—	上津クリーンセンター	平成5年3月	ス・全連	100 × 3炉	
15	宮ノ陣クリーンセンター				平成28年6月	ス・全連	81.5 × 2炉		
16	大川市		—	大川市清掃センター	平成4年8月	流・准連	45 × 2炉		
17		うきは久留米環境施設組合	久留米市・うきは市	耳納クリーンステーション	平成16年8月	RDF	61 × 1炉		
18	朝倉	甘木・朝倉・三井環境施設組合	久留米市・朝倉市・筑前町・大刀洗町・東峰村	サン・ボート溶融施設	平成14年12月	ガ溶・全連	60 × 2炉		
19	有明	有明生活環境施設組合	柳川市・みやま市	有明ひまわりセンター	令和4年2月	全連	46 × 2炉		
20				大牟田・荒尾清掃施設組合	大牟田市・荒尾市	大牟田・荒尾RDFセンター	平成14年11月	RDF	75 × 3炉
21				大牟田リサイクル発電(株)	—	大牟田リサイクル発電所	平成14年12月	流・全連	315 × 1炉
22	八女・筑後	八女西部広域事務組合	八女市・筑後市・大川市・大木町・広川町	八女西部クリーンセンター	平成12年3月	ガ溶・全連	110 × 2炉		
23	飯塚	ふくおか県央環境広域施設組合	飯塚市・嘉麻市・桂川町	飯塚市クリーンセンター	平成10年4月	ガ溶・全連	90 × 2炉		
24				嘉麻クリーンセンター	昭和62年3月	ス・准連・+溶	20 × 2炉		
25				桂苑	平成6年3月	流・准連	37 × 2炉		
26	田川	田川地区清掃施設組合	田川市・川崎町	田川市川崎町清掃センター	昭和62年3月	ス・全連	45 × 2炉		
27				下田川清掃施設組合	糸田町・福智町	下田川塵芥清掃センター	昭和50年3月	ス・バ	20 × 2炉
28				田川郡東部環境衛生施設組合	香春町・添田町・大任町・赤村	田川郡東部じん芥処理センター	平成7年12月	ス・バ	22 × 2炉
29	直方・鞍手	直方市	—	直方市可燃物中継所	平成13年3月	中継	113		
30				宮若市外二町じん芥処理施設組合	宮若市・小竹町・鞍手町	くらじクリーンセンター	平成14年9月	RDF	66 × 1炉
31	京	京	—	荻田エコプラント(株)	荻田町	荻田エコプラント	平成10年11月	RDF	42 × 1炉
32				築上町	—	ごみ固形燃料化施設	平成12年3月	RDF	25 × 1炉
33	築	豊前市外二町清掃施設組合	豊前市・吉富町・上毛町	豊前市外二町清掃センター	平成14年2月	ス・准連・+溶	35 × 2炉		
34				行橋市みやこ町清掃施設組合	行橋市・みやこ町	みやこ処理場	平成17年3月	中継	143
計				34施設			8,949.0		

(注) 全連:全連続運転(24時間運転)
 准連:准連続運転(16時間運転)
 バ:バッチ運転(ごみを一定程度まとめて処理する運転方式)
 固:固定床炉(炉床が固定されているもの)
 ス:ストーカ炉(炉床をストーカ(火格子)とし、機械的に動かすことにより、ごみを移動させながら燃焼させるもの)
 流:流動床炉(高温の砂を下部から供給される空気によって流動させ、その中でごみを燃焼させるもの)
 ガ溶:ガス化溶融炉(ごみを高温・還元雰囲気下でガス化するとともに、灰を溶融するもの)
 +溶:焼却炉(ストーカ炉など)に灰溶融炉を併設しているもの
 RDF: RDF(ごみ固形化燃料)の製造施設(燃料化施設)
 中継: 破砕、圧縮等(中継施設)
 能力の計は、燃料化施設(RDF製造施設)及び中継施設を除く。

47 し尿処理施設一覧表

令和6年3月31日現在

	市町村圏	設置者	構成市町村	施設名	竣工年月	型式	能力 (kL/日)
1	北九州	遠賀・中間地域広域行政事務組合	中間市・水巻町・芦屋町・岡垣町・遠賀町	曲水苑	平成8年3月	標脱	220.0
2	福岡	福岡市	—	中部汚泥再生処理センター	平成27年11月	固液分離	65.0
3		古賀市	—	古賀市海津木苑	昭和58年5月	標脱	67.0
4		宇美町・志免町衛生施設組合	宇美町・志免町	宇美志免浄化センター	平成13年3月	高負荷	70.0
5		糸島市	—	糸島市し尿処理センター	平成7年3月	高負荷	96.0
6		宗像地区事務組合	宗像市・福津市	宗像浄化センター	昭和54年11月	標脱	130.0
7		須恵町外二ヶ町清掃施設組合	篠栗町・須恵町・粕屋町	酒水園	昭和57年10月	標脱	100.0
8		久留米	両筑衛生施設組合	久留米市・小郡市・筑紫野市・太宰府市・筑前町・大刀洗町	両筑苑	昭和57年10月	標脱
9	うきは久留米環境施設組合		久留米市・うきは市	耳納衛生センター	平成6年3月	標脱	91.0
10	朝倉	朝倉市	—	環境センター	平成19年4月	高負荷膜分離	73.0
11	有明	大牟田市	—	大牟田市東部環境センター	平成15年3月	高負荷	359.0
12		大川柳川衛生組合	柳川市・大川市	筑水園	平成6年6月	高負荷	195.0
13		みやま市	—	バイオマスセンター	平成30年12月	高負荷膜分離	130.0
14	八女・筑後	八女市	—	八女市星野自給肥料供給施設	昭和56年3月	液肥堆肥化	9.7
15		筑後市	—	筑後市衛生センター	昭和58年11月	標脱	75.0
16		大木町	—	おおき循環センター	平成18年10月	高負荷嫌気消化	41.4
17		八女中部衛生施設事務組合	八女市・広川町	八女中部汚泥再生処理センター	令和3年3月	高負荷	171.0
18	飯塚	ふくおか県央環境広域施設組合	飯塚市・嘉麻市・桂川町・小竹町	飯塚市環境センター	平成8年3月	高負荷	108.0
19				汚泥再生処理センター	平成18年6月	高負荷膜分離	146.0
20				嘉麻市嘉麻浄化センター	平成9年3月	高負荷	60.0
21				穂波苑	平成15年2月	高負荷膜分離	152.0
22	田川	田川地区広域環境衛生施設組合	田川市・香春町・添田町・川崎町・糸田町・大任町・福智町・赤村	田川地区クリーンセンター	令和3年8月	標脱	390.0
23	直方・鞍手	直方市	—	直方市汚泥再生処理センター	令和4年2月	高負荷	113.0
24		鞍手町	—	鞍手町衛生センター	昭和55年4月	好気消化	45.0
25		宮若市	—	緑水園	平成9年2月	高負荷膜分離	97.0
26	京築	行橋市	—	音無苑	昭和60年12月	標脱	191.0
27		苅田町	—	苅田町清掃事務所第二工場	昭和55年3月	標脱	100.0
28		築上町	—	築上町有機液肥製造施設	平成6年3月	液肥堆肥化	23.0
29	築上町第2有機液肥製造施設			平成29年10月	液肥堆肥化	19.5	
計					29施設		3,637.6

4 8 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領

制 定 平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知

最終改正 令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農産第 5106 号農産局長通知

第 4 章 政府所有米穀の販売

I 通常時の販売

第 11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

1 災害救助用米穀の引渡しの体制整備

(1) 農産局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事(以下「知事」という。)又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)が発動され、救援を行う場合

(2) (1)の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 農産局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀(以下「災害救助用米穀」という。)は、国内産米穀とする

イ 知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受ける

ウ イの米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない。

(ア) (1)のアの場合は、30 日以内(次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3 か月以内)であって農産局長と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。

(イ) (1)のイの場合は、3 か月以内であって農産局長と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

農産局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売する場合は、以下により販売手続

を行う。

- (1) 農産局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す場合は、知事と売買契約書（案）様式4-24）により契約を締結する。
- (2) 農産局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。
- (3) 農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認める場合は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、農産局長は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書（案）（様式4-24）により契約を締結するものとする。

4.9 県内の物資（食料・生活必需品・医薬品等）の備蓄状況

1 食料

(1) 県（福祉総務課）

平成7年6月、県内9業者と締結した食料供給協力協定等により、災害時における供給に備える。

品 目	供給可能食数	供給業者
おにぎり	災害発生時業者と調整	4
パ ン	災害発生時業者と調整	5
弁 当	災害発生時業者と調整	1
飲 料 水	災害発生時業者と調整	4
お茶、ジュース類	災害発生時業者と調整	3
カップ麺類、レトルト食品、 栄養補助食品	災害発生時企業と調整	2
パ ン	43,258	県備蓄
お か ゆ	3,870	県備蓄
副食レトルト	47,012	県備蓄
乳児用ミルク	216	県備蓄

※供給可能食数は、災害発生時のタイミング等により変動する

(2) 市町村

令和7年12月11日現在

品 目	数 量	品 目	数 量
主食（パン類）	337,527食	その 他 主 食	48,685食
アレルギー対応食	109,827食	副 食	110,353個
主食（米類）	511,200食	飲 料 水	555,229ℓ

2 生活必需品等

(1) -1 県（福祉総務課）

県消防学校ほか6拠点に以下の災害救助物資を備蓄している。 令和7年7月8日現在

品 目	数 量	品 目	数 量
毛 布	5,072枚	紙おむつ（小児用）	6,060枚
タ オ ル	14,000枚	紙おむつ（大人用）	5,568枚
ジ ャ ー ジ	7,800組	尿取りパッド	8,208個
下 着	4,700組	生 理 用 品	22,200枚
給 水 袋	15,700枚	簡易トイレ（便袋）	25,000枚
食器セット	15,789セット	ブルーシート	1,910枚
缶 切 り	3,000個	トイレットペーパー	800個
哺 乳 瓶	96個		

(1) -2 県（防災企画課）

令和7年4月1日現在

品 目	数 量	品 目	数 量
仮 設 ト イ レ	70台	介 護 ベ ッ ド	2台
簡易トイレ（大）	60台	浄 水 器	1台
簡易トイレ（小）	60台	マ ス ク	141,000枚
発 電 機	60台	体温計（非接触型）	940台
投 光 器	60台	ダ ス タ ー	22,400枚
エ ア テ ン ト	6台	使 い 捨 て 手 袋	45,000枚
パ ー テ ー シ ョ ン（屋根有）	182台	感 染 防 護 服	5,600枚
パ ー テ ー シ ョ ン（屋根無）	60台	フ ェ イ ス シ ー ル ド	2,000枚
段ボールベッド	82台		

(2) 日赤 (福岡)

令和7年4月1日現在

品 目	数 量	品 目	数 量
毛 布	12,210枚	タオルセット	880組
タオルケット	2,140枚	医薬品セット	50組
緊急セット	2,874組		

(3) 市町村

令和7年3月31日現在

品 目	数 量	品 目	数 量
毛 布	68,842枚	簡易トイレ	67,100個
紙おむつ (小児用)	92,228枚	携帯トイレ	1,066,377回
紙おむつ (大人用)	31,558枚	仮設トイレ	74基
生 理 用 品	195,413枚		

3 医薬品等

(1) 県 (薬務課)

【緊急医薬品等セット概要 2万人分の内容】

区 分	品 名	備蓄方法	品目数		備蓄先	
診療創傷セット	縫合糸、縫合針、手術用手袋等	流通	4	56	医療機器 協会会員	
	血圧計、携帯型心電計、聴診器 外科尖刀、止血鉗子、鉗子立等	保管	52			
蘇生気管セット	口腔吸引チューブ、気管切開チューブ等	流通	6	23		
	手動式蘇生器、自動蘇生器等 鼻鏡、咽頭鏡等	保管	17			
衛生材料セット	滅菌カゼ、注射器、包帯等	流通	14	21		医薬品卸業 協会会員
	皮膚用鉛筆、石鹸等	保管	7			
事務用品セット	筆記具等	保管	32	32		
医薬品セット	抗生物質、消毒剤、解熱鎮痛剤等	流通	72	72		
合 計			204			

50 災害救助法 (抜粋)

(昭和22年法律第118号)

(目的)

第1条 この法律は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

(救助の対象)

第2条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（第三項及び第十一条において「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（次条第二項において「指定都市」という。）にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下この条並びに次条第一項及び第二項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

- 2 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第二十三条の三第二項（同法第二十四条第二項又は第二十八条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村（次項及び第十一条において「本部所管区域市町村」という。）の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。ただし、前項の規定の適用がある場合又は同法第二十三条の三第二項の規定により当該本部の廃止が告示された場合は、この限りではない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による救助を行うときは、その旨及び当該救助を行う災害発生市町村又は本部所管区域市町村の区域を公示しなければならない。当該救助を終了するときも、同様とする。

(都道府県知事等の努力義務)

第3条 都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

(救助の種類等)

第4条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - (4) 医療及び助産
 - (5) 被災者の救出
 - (6) 福祉サービスの提供
 - (7) 被災した住宅の応急修理
 - (8) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - (9) 学用品の給与
 - (10) 埋葬
 - (11) 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
- 2 第二条第二項の規定による救助の種類は、避難所の供与とする。
- 3 救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、前二項の規定にかかわらず、

救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

4 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

（事務処理の特例）

第13条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により災害発生市町村等の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村等の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

（繰替支弁）

第30条 都道府県知事は、第13条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合においては、当該救助に係る災害発生市町村等に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

5 1 災害救助法施行令（抜粋）

（昭和22年政令第225号）

（災害の程度）

第1条 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- (1) 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第1に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第2に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第3に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第4に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

2 前項第1号から第3号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

（救助の程度、方法及び期間）

第3条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）が、これを定める。

2 前項の内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

別表第1（第1条関係）

市町村の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
5,000人未満		30
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100
300,000人以上		150

別表第2（第1条関係）

都道府県の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満		1,000
1,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上	3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上		2,500

別表第3（第1条関係）

市町村の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
5,000人未満		15
5,000人以上	15,000人未満	20
15,000人以上	30,000人未満	25
30,000人以上	50,000人未満	30
50,000人以上	100,000人未満	40
100,000人以上	300,000人未満	50
300,000人以上		75

別表第4（第1条関係）

都道府県の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満		5,000
1,000,000人以上	2,000,000人未満	7,000
2,000,000人以上	3,000,000人未満	9,000
3,000,000人以上		12,000

52 災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（抜粋）

（平成25年内閣府令第68号）

（令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情）

第1条 災害救助法施行令（以下「令」という。）第1条第1項第3号に規定する内閣府令で定める特別の事情は、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすることとする。

（令第1条第1項第4号の内閣府令で定める基準）

第2条 令第1条第1項第4号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- (2) 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

5 3 福岡県災害救助法施行細則

(昭和40年福岡県規則第44号)

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)の実施について、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号。以下「政令」という。)及び災害救助法施行規則(昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「省令」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(救助実施区域の告示)

第3条 知事は、法第2条の規定による救助(以下「救助」という。)を開始したときは、速やかに当該救助を適用する市町村(法第2条の2第1項に規定する救助実施市を除く。以下同じ。)の地域を告示するものとする。

(市町村長の緊急処置)

第4条 市町村長(法第2条の2第1項に規定する救助実施市の長を除く。以下同じ。)は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法第30条第2項の規定に基づき救助に着手することができる。

(救助の組織)

第4条の2 災害救助に関する事務を処理するため、福祉労働部に災害救助部(以下「部」という。)を置く。

2 部に部長及び副部長を置き、部長には福祉労働部長を、副部長には福祉労働部次長をもつて充てる。

3 部に別表の上欄に掲げる班を置き、同表の下欄に掲げる区域を管轄させる。

4 班に班長及び班員を置き、班長には別表の中欄に掲げる組織の長の職にある者をもつて充て、班員には同表の中欄に掲げる組織に所属する職員をもつて充てる。

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 知事は、政令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間を定めたときは、これを告示するものとする。

2 前項の規定により難い特別の事情があるときは、別に定めるところによるものとする。

(物資の収用等の場合の公用令書等)

第6条 省令第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公用令書(様式第3号から様式第3号の4まで)

(2) 公用変更令書(様式第4号)

(3) 公用取消令書(様式第5号)

2 知事は、前項第1号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳(様式第6号)に、これを登録するものとする。

3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつては、変更事項を記録しなければならない。

第7条 削除

(物資の収用等の引渡時における所有者等の立会い)

第8条 省令第2条第3項の規定により、当該職員が収用又は使用すべき物資の引渡しを受け受領調書(様式第7号)を作成しようとするときは、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者の立ち会いの下で行わなければならない。ただし、やむをえない場合においては、この限りでない。

(損失補償請求書)

第9条 省令第3条の規定により、損失補償請求書(様式第8号)の提出があつたとき及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、第6条第2項の強制物件台帳に所要の事項を記録するものとする。

(従事命令の場合の公用令書等)

- 第10条 省令第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 公用令書（様式第9号）
 - (2) 公用取消令書（様式第10号）
- 2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳（様式第11号）に、これを登録するものとする。
- 3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に、その理由を詳細に記録してこれを抹消しなければならない。
- （協力命令の場合の様式等）
- 第11条 法第8条に規定する救助に関する業務に協力させる者には、協力令書（様式第12号）を交付するものとする。ただし、そのいとまがないときはこの限りでない。
- 2 前項の協力令書を交付するときは、救助協力者台帳（様式第13号）に、これを登録するものとする。
- 第12条 削除
- （従事命令に従事できない場合の届出）
- 第13条 省令第4条第2項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。
- (1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
 - (2) 天災その他の避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な機関の証明書
- （実費弁償）
- 第14条 知事は、政令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項を定めたときは、これを告示するものとする。
- （実費弁償請求書の様式）
- 第15条 省令第5条に規定する実費弁償請求書は、様式第14号による。
- （立入検査証）
- 第16条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の規定により、当該職員が立入検査にあたって、携帯する証票は様式第15号による。
- 第17条 削除
- （扶助金支給申請書の様式等）
- 第18条 省令第6条第1項の規定による扶助金支給申請書は様式第18号による。
- 2 前項の扶助金申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。
- (1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類及び証明書等
 - (2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治ゆまでの見込期間等に関する医師の意見書
- 3 省令第6条第1項の規定により、扶助金支給申請書の提出があつたとき及びこれに基づき扶助金の支給を行つたときは、第10条第2項の救助従事者台帳又は第11条第2項の救助協力者台帳に所要の事項を記載するものとする。
- （知事の権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする場合の通知）
- 第19条 知事は、法第13条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、様式第19号により政令第23条第1項の規定による通知を行うものとする。
- （繰替支弁）
- 第20条 法第30条の規定による市町村長の救助の実施に要する費用は、市町村において一時繰替支弁をするものとする。
- （繰替支弁金請求書及び提出期限）
- 第21条 市町村長は、前条の規定により一時繰替支弁をしたときは、救助に関する業務の完了後60日以内に次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) 災害救助費繰替支弁金請求書（様式第21号及び第21号の2）
- (2) 救助業務に要した経費算出内訳（様式第22号）
- (3) 被害状況調（様式第24号）
- (4) 災害救助費繰替支弁状況調（様式第25号）
- (5) 歳入歳出予算書抄本及び支払証拠書類の写し

2 市町村長は、前条に規定する費用について、概算払を受けようとするときは災害救助費繰替支弁金概算払請求書(様式第26号)を、精算を行うときは災害救助費繰替支弁金精算請求書(様式第27号)に前項第2号から5号までに掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

第22条 削除

(救助事務費)

第23条 知事は、法第18条第1項に規定する救助の事務を行うのに必要な費用として支出できる範囲及び限度額等を定めたときは、これを告示するものとする。

(災害救助基金台帳)

第24条 法第22条の規定に基づき設置した福岡県災害救助基金に係る収入及び支出については、福岡県災害救助基金台帳(様式第43号及び様式第44号)に記載し、常時その状況を明らかにするものとする。

(補則)

第25条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

(中略)

附 則 (令和元年規則第25号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年規則第22号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条の2関係）

班名	組織	管轄区域
救助総括班	福祉労働部福祉総務課	県下全域（法第2条の2第1項に規定する救助実施市を除く。）
筑紫救助班	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川市
粕屋救助班	福岡県粕屋保健福祉環境事務所	古賀市 糟屋郡
糸島救助班	福岡県糸島保健福祉事務所	糸島市
宗像・遠賀救助班	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所	中間市 宗像市 福津市 遠賀郡
嘉穂・鞍手救助班	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	直方市 飯塚市 宮若市 嘉麻市 鞍手郡 嘉穂郡
田川救助班	福岡県田川保健福祉事務所	田川市 田川郡
北筑後救助班	福岡県北筑後保健福祉環境事務所	久留米市 小郡市 うきは市 朝倉郡 三井郡
南筑後救助班	福岡県南筑後保健福祉環境事務所	大牟田市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 みやま市 三潴郡 八女郡
京築救助班	福岡県京築保健福祉環境事務所	行橋市 豊前市 京都郡 築上郡

5 4 福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等

(令和2年福岡県告示第344号)

第1 救助の程度、方法及び期間

福岡県災害救助法施行細則(昭和40年福岡県規則第44号。以下「規則」という。)第5条第1項の救助の程度、方法及び期間は、次に定めるところによる。

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。

イ 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施する。

ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり360円以内とする。

エ 災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)第2条第2項に基づき、福祉避難所(主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであって、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する避難所をいう。)を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

オ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

カ 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)又はその他適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型応急住宅

(ア) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することが可能である。

(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて別に定め、その設置のため支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、7,089,000円以内とする。

(ウ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。

(エ) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置できる。

(オ) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

(カ) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項による期限内(最長2年以内)とする。

(キ) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域における実費とする。

イ 賃貸型応急住宅

(ア) 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

(イ) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。

(ウ) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、ア(カ)と同様の期間とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,390円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）若しくは全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失による被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算する額
夏季	4月～ 9月	20,300円	26,100円	38,700円	46,200円	58,500円	8,500円
冬季	10月～ 3月	33,700円	43,500円	60,600円	70,900円	89,300円	12,300円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算する額
夏季	4月～ 9月	6,700円	8,900円	13,400円	16,300円	20,500円	2,900円
冬季	10月～ 3月	10,700円	14,000円	19,900円	23,600円	29,800円	3,900円

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。

イ 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。

ウ 医療は、次の範囲内にて行う。

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

オ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。

イ 助産は、次の範囲内において行う。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の2割引以内の額とする。

エ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 被災者の救出

(1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明状態にある者を捜索し、救出するものとする。

(2) 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 福祉サービスの提供

(1) 福祉サービスの提供は、災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「災害時要配慮者」という。）に対して、応急

- 的に処置するものとする。
- (2) 福祉サービスの提供は、都道府県知事等（法第3条に規定する「都道府県知事等」をいう。）又は災害発生市町村等（法第11条に規定する「災害発生市町村等」をいう。）の長からの要請を受けて行うものとする。
- (3) 福祉サービスの提供は、次の範囲内において行うものとする。
- ア 災害時要配慮者に関する情報の把握
 - イ 災害時要配慮者からの相談対応
 - ウ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援
 - エ 災害時要配慮者の避難所への誘導
 - オ 福祉避難所の設置（法第2条第2項に基づき設置する場合を除く。）
- (4) 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、(3)のアからエまでの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、(3)のオの場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とする。
- (5) 福祉サービスの提供を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。
- 7 被災した住宅の応急修理
- (1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理
- ア 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。
 - イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり53,900円以内とする。
 - ウ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
- (2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理
- ア 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。
 - イ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。
 - (イ) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 739,000円
 - (イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円
 - ウ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3箇月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6箇月以内）に完了しなければならない。
- 8 生業に必要な資金の貸与
- (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。
- (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。
- (3) 生業に必要な資金の貸与として貸し付けることができる金額は、次の額以内とする。
- ア 生業費 1件当たり 30,000円
 - イ 就職支度費 1件当たり 15,000円
- (4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付するものとする。
- ア 貸与期間 2年以内
 - イ 利子 無利子
- (5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。
- 9 学用品の給与
- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは

は損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 5,500円

中学校生徒 1人当たり 5,800円

高等学校等生徒 1人当たり 6,300円

(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

10 埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

(2) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

ア 棺（付属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人232,200円、小人185,700円以内とする。

(4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

11 死体の搜索

(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

(2) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

12 死体の処理

(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。

(2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 死体の一時保存

ウ 検案

(3) 検案は、原則として救護班によって行う。

- (4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。
- ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,700円以内とする。
 - イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあつては当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合にあつては一体当たり5,900円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるものとする。
 - ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
- (5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
- 13 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去
- (1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
 - (2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が143,900円以内とする。
 - (3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
- 14 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費
- (1) 応急救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。
 - ア 被災者の避難に係る支援
 - イ 医療及び助産
 - ウ 被災者の救出
 - エ 福祉サービスの提供
 - オ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - カ 死体の搜索
 - キ 死体の処理
 - ク 救済用物資の整理配分
 - (2) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
 - (3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第2 実費弁償

規則第14条の実費弁償に関して必要な事項は、次に定めるところによる。

- 1 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第4条第1号から第5号までに掲げる者
- (1) 日当
 - ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 23,000円以内
 - イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士、管理栄養士、保健師及び助産師 1人1日当たり 17,100円以内
 - ウ 看護師及び准看護師 1人1日当たり 15,300円以内
 - エ 救急救命士 1人1日当たり 15,800円以内
 - オ 保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援に従事する者として内閣府令で定める者、土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 15,900円以内
 - カ 大工 1人1日当たり 27,400円以内
 - キ 左官 1人1日当たり 27,200円以内
 - ク とび職 1人1日当たり 27,600円以内
 - (2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号）第2条の職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

(3) 旅費

福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和32年福岡県条例第57号）の規定により支給すべき旅費に相当する額以内とする。

2 政令第4条第6号から第11号までに掲げる者

業者のその地域における慣行料金による支出実費に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

3 法第8条第4項の実費弁償は、救助の種類ごとに、第1に定めるところにより行うものとする。

第3 救助事務費

規則第23条の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）として支出できる範囲及び限度等は、次に定めるところによる。

1 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金職員等雇上費
- (3) 旅費
- (4) 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) 通信運搬費
- (7) 委託費

2 各年度において、救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る1の(1)から(7)までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分	割合
3千万円以下の部分	100分の10
3千万円を超え6千万円以下の部分	100分の9
6千万円を超え1億円以下の部分	100分の8
1億円を超え2億円以下の部分	100分の7
2億円を超え3億円以下の部分	100分の6
3億円を超え5億円以下の部分	100分の5
5億円を超える部分	100分の4

3 2の「救助事務費以外の費用の額」とは、第1に定める救助の実施のために支出した費用及び第2に定める実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、政令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

5 5 福岡県災害見舞金等支給要綱

(昭和49年9月11日決裁)

改正 昭和57年4月1日

改正 平成24年10月4日

改正 令和元年9月6日

改正 令和2年12月17日

改正 令和5年1月27日

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)による被災者に対する見舞金又は弔慰金(以下「見舞金等」という。)の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用基準)

第2条 知事は県内において災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条第1項の災害又は次の各号のいずれかに該当する程度の災害が発生した場合には、その災害による被災者に対し、見舞金等を支給するものとする。

(1) 当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ次の表に掲げる数以上の世帯の住家が滅失したこと。

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
15,000 人未満	10 世帯
15,000 人以上 30,000 人未満	15 世帯
30,000 人以上 100,000 人未満	20 世帯
100,000 人以上 300,000 人未満	25 世帯
300,000 人以上	30 世帯

注1 被災世帯の算定については、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第2項の規定を準用する。

2 被災世帯は、原則として住民登録している者の世帯とする。

3 一市町村における住家が滅失した世帯の数が、この表に掲げる数に達していない他の市町村においても、この表に定める程度の災害が発生したものとみなす。

(2) 同一災害により、死者及び行方不明者が5人以上に達し、又は死者、行方不明者及び重傷者が20人以上に達したこと。

(3) 前各号に定める場合のほか当該市町村の区域内において5世帯以上の住家が滅失し、死者又は行方不明者があること。ただし、この場合においては、死者又は行方不明者に対する弔慰金に限るものとする。

(支給の制限)

第3条 見舞金等は、当該死者の死亡又は重傷者の負傷が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合には支給しない。

(適用除外)

第4条 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第3条に規定する災害弔慰金又は同法第8条に規定する災害障害見舞金を、市町村が支給をしたものについては、この要綱に定める死者、行方不明者又は重傷者に対する見舞金等は支給しないものとする。

(見舞金等の額)

第5条 見舞金等の額は、次の各号に定める金額とする。

(1) 全壊、全焼又は流失した世帯

1世帯当たり 100,000円(ただし、1人世帯には50,000円)

- (2) 半壊又は半焼した世帯
1世帯当たり 50,000円（ただし、1人世帯には25,000円）
- (3) 床上浸水した世帯
1世帯当たり 30,000円（ただし、1人世帯には15,000円）
- (4) 死者又は行方不明者
1人につき 200,000円（ただし、県民（県内の市町村に住民登録している者をいう。次号において同じ。）以外の場合には30,000円）
- (5) 重傷者
 - ア 県民の場合、1人につき100,000円以内（その支給基準は別表による。）
 - イ 県民以外の場合、1人につき15,000円

（支給の方法）

第6条 前条第1号から第3号まで及び第5号の規定による見舞金は、被災世帯主又は重傷者本人に、同条第4号の規定による弔慰金は遺族に対し、直接又は市町村長を經由して支給するものとする。

（遺族等の範囲）

第7条 前条に掲げる遺族等の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 死者又は行方不明者の死亡又は行方不明当時における配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが、事実上離婚と同様の事情にあった者を除く。）
 - (2) 子、父母、孫又は祖父母
 - (3) 前号に掲げる者のほか、死亡又は行方不明当時その者と生計を同じくしていた親族
- 2 前項各号に該当する者がいないときは、その葬祭を行う者を遺族とみなす。
- 3 第1項に掲げる者の見舞金等を受ける順位は、同項各号の順位によるものとする。ただし、同項第2号に掲げる者にあつては、同号に掲げる順によるものとし、同項第3号に掲げる者が、複数の場合にあつては、市町村長が適当と認める者を選び、支給することができる。

（申請の手続）

第8条 市町村長は、第2条の災害が発生した場合、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに様式第1号による被災者名簿を作成し、知事に提出するものとする。ただし、特別の理由がある場合においては知事が承認したときは、この限りでない。

- (1) 災害救助法第2条の災害 災害救助法適用の日から3か月以内
 - (2) 第2条第1号の災害 災害発生の日から3か月以内
 - (3) その他の災害 災害発生の日から1か月以内
- 2 第6条の規定により支給の依頼を受けた市町村長が、その支給を完了したときは、支給完了の日から5日以内に、様式第2号による精算書を知事に提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和49年9月11日から施行する。
- 2 福岡県災害見舞金等交付要綱（昭和47年8月10日決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月3日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月6日から施行し、改正後の福岡県災害見舞金等交付要綱は、令和

元年7月21日以降に発生した災害について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月17日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年1月27日から施行し、改正後の福岡県災害見舞金等支給要綱は、令和4年9月18日以降に発生した災害について適用する。

別表（第5条関係）

要治療見込日数	1か月以上3か月未満	40,000円
同 上	3か月以上6か月未満	60,000円
同 上	6か月以上	80,000円
ひん死の重傷者又は負傷が原因で傷病者となる場合		100,000円

56 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例

昭和38年1月12日
最終改正 平成19年2月28日
福岡県条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第2項の規定により、同法第71条の規定に基づく従事命令により応急措置の業務に従事した者(以下「従事者」という。)がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の存することとなつたときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害の補償等について定めるものとする。

(損害補償の種類)

第2条 前条の損害補償は、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償及び打切補償の六種とする。

(補償基礎額)

第3条 前条に規定する損害補償(療養補償を除く。)は、補償基礎額を基準として行なう。

2 前項に規定する補償基礎額は、次のとおりとする。

- 一 従事者のうち、労働基準法(昭和22年法律第49号)に規定する労働者である者については、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日を基準として、同法第12条の規定により算定した平均賃金の額
- 二 従事者のうち、労働基準法に規定する労働者でない者については、その者が通常得ている収入の額を基準として知事が定める額。ただし、その者が通常得ている収入の額がその地方で、同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額(以下「標準収入額」という。)をこえるときは、標準収入額を基準として知事が定める額とする。

(療養補償)

第4条 従事者が負傷し、又は疾病にかかつた場合においては、療養補償として必要な療養に要する費用を支給する。

2 前項の療養は、次に掲げるものであつて療養上相当と認められるものとする。

- 一 診療
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

(休業補償)

第5条 従事者が負傷し、又は疾病にかかり、療養のため従前の業務に服することができない場合においては、休業補償としてその業務に服することができない期間一日につき、補償基礎額の百分の六十に相当する金額を支給する。

2 前項の場合において、引き続き業務上の収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、同項の規定にかかわらず、その受けすることができる期間中は休業補償を行なわない。ただし、その業務上の収入の額が休業補償の額より少ないときは、その差額を支給する。

(障害補償)

第6条 従事者の負傷又は疾病がなおつた場合において、別表に定める程度の身体障害が存するときは、障害補償としてその障害の等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

2 別表に定める程度の身体障害が二以上ある場合の身体障害の等級は、最も重い身体障害に応ずる等級による。

3 次に掲げる場合の身体障害の等級は、前項の規定にかかわらず、次の各号のうち、従事者に最も有利なものによる。

- 一 第13級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より一級上位の等級
- 二 第8級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より二級上

位の等級

三 第5級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より三級上位の等級

4 前項の規定による障害補償の額は、それぞれの身体障害に応ずる等級による障害補償の額を合算した額をこえてはならない。

5 すでに身体障害のある従事者が、負傷又は疾病によって、同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害補償の額から従前の障害に応ずる等級による障害補償の額を差し引いた額をもつて、障害補償の額とする。

(遺族補償)

第7条 従事者が死亡した場合においては、遺族補償として、その者の遺族に対して、補償基礎額の千倍に相当する金額を支給する。

(遺族の範囲等)

第8条 前条の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者(婚姻の届出をしないが、従事者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

二 子、父母、孫及び祖父母で、従事者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前二号に掲げる者のほか、従事者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前二号に該当しないもの

2 前項に掲げる者の遺族補償を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第二号又は第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 従事者が遺言又は知事に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族補償を受けるものとする。

4 遺族補償を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合においては、遺族補償は、その人数によつて等分して行なう。

(葬祭補償)

第9条 従事者が死亡した場合においては、葬祭補償として葬祭を行なう者に対して、補償基礎額の60倍に相当する金額を支給する。

(打切補償)

第10条 第四条の規定によつて療養補償を受ける者が、療養補償の開始後3年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、打切補償として補償基礎額の千二百倍に相当する金額を支給することができる。

2 前項の規定により打切補償を行なつたときは、その後は損害補償は行なわない。

(補償の制限)

第11条 損害補償を受けるべき者が他の法令(条例を含む。)による療養その他の給付又は補償を受けたときは、同一の事故については、その給付又は補償の限度において、損害補償を行なわない。

2 損害補償の原因である事故が第三者の行為によつて生じた場合において、損害補償を受けるべき者が当該第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、その賠償の限度において、損害補償を行なわない。

(協力命令により従事した者に対する準用)

第12条 前各条の規定は、災害対策基本法第七十一条の規定による協力命令により応急措置の業務に従事した者に対して準用する。

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表

等級	倍数	身体障害
1 級	1,340	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能が失われたもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をそれぞれひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢が用をなさなくなったもの 7 両下肢をそれぞれひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢が用をなさなくなったもの
2 級	1,190	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下に減じたもの 2 両眼の視力がそれぞれ0.02以下に減じたもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5 両上肢をそれぞれ手関節以上で失ったもの 6 両下肢をそれぞれ足関節以上で失ったもの
3 級	1,050	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下に減じたもの 2 咀嚼又は言語の機能が失われたもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手のすべての指を失ったもの
4 級	920	1 両眼の視力がそれぞれ0.06以下に減じたもの 2 咀嚼そしやく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が全く失われたもの 4 一上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 一下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手のすべての指が用をなさなくなったもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
5 級	790	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下に減じたもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 一上肢を手関節以上で失ったもの 5 一下肢を足関節以上で失ったもの 6 一上肢が用をなさなくなったもの 7 一下肢が用をなさなくなったもの 8 両足のすべての指を失ったもの
6 級	670	1 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの 2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの 4 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が四〇センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 5 脊せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6 一上肢の三大関節のうちのいずれか二関節が用をなさなくなったもの 7 一下肢の三大関節のうちのいずれか二関節が用をなさなくなったもの 8 片手のすべての指を失ったもの又はおや指をあわせ片手の四本の指を失ったもの

等級	倍数	身体障害
7 級	560	<ul style="list-style-type: none"> 1 一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下に減じたもの 2 両耳の聴力が四〇センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 3 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 おや指をあわせ片手の三本の指を失ったもの又はおや指以外の片手の四本の指を失ったもの 7 片手のすべての指が用をなさなくなったもの又はおや指をあわせ片手の四本の指が用をなさなくなったもの 8 片足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足のすべての指が用をなさなくなったもの 12 女子の外貌ぼうが著しく醜くなったもの 13 両側の辜こう丸を失ったもの
8 級	450	<ul style="list-style-type: none"> 1 一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下に減じたもの 2 脊せき柱に運動障害を残すもの 3 おや指をあわせ片手の二本の指を失ったもの又はおや指以外の片手の三本の指を失ったもの 4 おや指をあわせ片手の三本の指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の四本の指が用をなさなくなったもの 5 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの 6 一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節が用をなさなくなったもの 7 一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節が用をなさなくなったもの 8 一上肢に偽関節を残すもの 9 一下肢に偽関節を残すもの 10 片足のすべての指を失ったもの
9 級	350	<ul style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの 2 一眼の視力が0.06以下に減じたもの 3 両眼にそれぞれ半盲症、視野狭窄さく又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたにそれぞれ著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 8 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じ、他方の耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの 9 一方の耳の聴力が全く失われたもの 10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12 片手のおや指を失ったもの又はおや指以外の片手の二本の指を失ったもの 13 おや指をあわせ片手の二本の指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の三本の指が用をなさなくなったもの 14 第一足指をあわせ片足の二本以上の指を失ったもの 15 片足のすべての指が用をなさなくなったもの 16 生殖器に著しい障害を残すもの

等級	倍数	身体障害
10 級	270	1 一眼の視力が0.1以下に減じたもの 2 正面を見た場合に複視の症状を残すもの 3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 4 十四本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの 6 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの 7 片手のおや指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の二本の指が用をなさなくなったもの 8 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの 9 片足の第一足指又は他の四本の指を失ったもの 10 一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの 11 一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの
11 級	200	1 両眼の眼球にそれぞれ著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 十本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの 6 一方の耳の聴力が四〇センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 7 脊せき柱に変形を残すもの 8 片手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの 9 第一足指をあわせ片足の二本以上の指が用をなさなくなったもの 10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
12 級	140	1 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 七本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 4 一方の耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に障害を残すもの 7 一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に障害を残すもの 8 長管状骨に変形を残すもの 9 片手のこ指を失ったもの 10 片手のひとさし指、なか指又はくすり指が用をなさなくなったもの 11 片足の第二足指を失ったもの、第二足指をあわせ片足の二本の指を失ったもの又は片足の第三足指以下の三本の指を失ったもの 12 片足の第一足指又は他の四本の指が用をなさなくなったもの 13 局部に頑固な神経症状を残すもの 14 男子の外貌ぼうが著しく醜くなったもの 15 女子の外貌ぼうが醜くなったもの

等級	倍数	身体障害
13 級	90	1 一眼の視力が0.6以下に減じたもの 2 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの 3 一眼に半盲症、視野狭窄さく又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたにそれぞれ一部の欠損又はまつげはげを残すもの 5 五本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 6 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 7 片手のこ指が用をなさなくなったもの 8 片手のおや指の指骨の一部を失ったもの 9 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの 10 片足の第三足指以下の一本又は二本の指を失ったもの 11 片足の第二足指が用をなさなくなったもの、第二足指をあわせ片足の二本の指が用をなさなくなったもの又は片足の第三足指以下の三本の指が用をなさなくなったもの
14 級	50	1 一眼のまぶたの一部に欠損又はまつげはげを残すもの 2 三本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 3 一方の耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの 4 上肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの 5 下肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの 6 片手のおや指以外の指の指骨の一部を失ったもの 7 片手のおや指以外の指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 片足の第三足指以下の一本又は二本の指が用をなさなくなったもの 9 局部に神経症状を残すもの 10 男子の外貌ぼうが醜くなったもの

備考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異状があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 手の指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 手の指が用をなさなくなったものとは、指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節(おや指にあっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 足の指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 足の指が用をなさなくなったものとは、第一足指は末節骨の半分以上、その他の指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節(第一足指にあっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 6 各等級の身体障害に該当しない身体の障害であって、各等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。

5 7 災害派遣手当の支給に関する条例

平成7年12月21日
福岡県条例第41号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害応急対策又は災害復旧等のため福岡県に派遣された職員(以下「派遣職員」という。)に対する災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当並びに大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する災害派遣手当(以下「災害派遣手当」と総称する。)の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(手当額等)

第2条 災害派遣手当は、派遣職員がその住所又は居所を離れて福岡県の区域内に滞在することを要するときに限り、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、別表に定める額を支給する。

2 前項に規定する滞在した期間は、派遣職員が福岡県の区域内の滞在地に到着した日から同地を出発した日の前日までの期間とする。

(支給方法)

第3条 この条例に定めるもののほか、災害派遣手当の支給について必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年条例第14号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。

附則(令和5年条例第24号)

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律(令和5年法律第14号)附則第1条に規定する政令で定める日から施行する。

(政令で定める日=令和5年9月1日)

別表(第2条関係)

利用施設の区分 滞在した期間	公用の施設又は これに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

備考 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条の旅館・ホテル営業の施設以外の施設をいう。

5 8 災害報告事項及び担当課一覧【報告者：市町村長】

区分	県 主 管 課	経 由 機 関	報 告 大 別	報 告 事 項
総合被害報告	防 災 企 画 課 (保健医療介護総務課、医療指導課)	農林事務所	災害全般	総合被害報告
事 業 別 被 害 報 告	〃	消防本部(局)	消防	火災報告
	福 祉 総 務 課 (子育て支援課、こども未来課、こども福祉課、障がい福祉課、保護・援護課、介護保険課、男女共同参画推進課、住宅計画課)	直接	社会福祉施設	社会福祉施設被害状況報告
	医 療 指 導 課	保健福祉環境事務所	医療施設	医療機関被害報告
	がん感染症疾病対策課	保健福祉環境事務所	防疫	被害状況報告
	〃	保健福祉環境事務所	防疫	防疫活動報告
	水 道 整 備 室	保健福祉環境事務所	水道	水道施設被害報告
	廃 棄 物 対 策 課	直接	廃棄物	廃棄物処理施設被害報告 廃棄物処理事業被害報告
	経 営 技 術 支 援 課	農林事務所	農林	農作業機械被害 鳥獣害対策施設被害報告
	園 芸 振 興 課	農林事務所	農林	農作物被害報告 (園芸作物等作物) 栽培用施設被害報告
	水 田 農 業 振 興 課	農林事務所	農林	農作物被害報告 (普通作物)
	農 村 森 林 整 備 課	農林事務所	農林 公共土木	農地・農業用施設被害報告 海岸、地すべり防止施設(農林水産省農村振興局所管分、林野庁所管分)被害報告 林道施設(林野庁所管分)被害報告 林地・治山施設被害報告
	団 体 指 導 課	農林事務所	農林	農協等 共同利用施設被害報告
	畜 産 課	農林事務所	農林	畜産関係被害報告
	林 業 振 興 課	農林事務所	農林	林業関係被害報告
	公 園 街 路 課	県土整備事務所	都市施設	都市施設被害報告
	下 水 道 課	県土整備事務所	公共土木	国土交通省所管 公共土木施設被害報告
	港 湾 課	県土整備事務所	公共土木	国土交通省所管 公共土木施設被害報告
	水 産 振 興 課	直接	公共土木	農水省所管 漁港施設被害報告
	河 川 課	県土整備事務所	公共土木	国土交通省所管 公共土木施設被害報告
	住 宅 計 画 課	直接	住宅	住宅災害報告
教 育 庁 施 設 課	直接	公立学校	公立文教施設被害報告	

根拠法令等	報告時期	報告内容	主管省庁
災害対策基本法	即報 中間即報 確定	災害の状況 災害の程度 応急措置の概要	総務省 消防庁
消防法	即報 詳報	火災の状況・被害の程度・消防機関の活動	消防庁
厚生省通知	速報	被害状況・被害額・復旧の対応状況	厚生労働省社会・援護局
	請求時	被害状況	厚生労働省健康政策局
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	速報	家屋被害・患者発生	厚生労働省健康・生活衛生局
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	日報報告 完了報告	家屋被害・患者発生防疫活動・経費	厚生労働省健康・生活衛生局
水道法	速報	被害状況・災害復旧事業費	厚生労働省医療・生活衛生局
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	速報	被害状況・災害復旧事業費	環境省
農林水産省通知	速報・概況 確定	漁船・漁具・養殖施設 共同・非共同施設	水産庁
農林水産省通知	速報・概況 確定	農作物等被害全般	農林水産省経営局
農林水産省通知及び公共土木国庫負担法	速報 確定	農地農業用施設 海岸、地すべり防止施設（農林水産省農村振興局所管分、林野庁所管分） 林道施設	農林水産省農村振興局 林野庁
農林水産省通知及び公共土木国庫負担法	速報 確定	農協等共同利用施設	農林水産省経営局
農林水産省通知	速報・概況 確定	家畜・畜産物・飼料作物・牧草地・施設	農林水産省経営局
農林水産省通知	速報・概況 確定	林業施設・林産物	林野庁
農水省通達及び公共土木国庫負担法	速報・概況 確定	治山施設・林地	林野庁
農林水産省通知及び農林水産省通知	速報・概況 確定	造林地・苗畑・林業用施設	林野庁
建設省通達	速報 確定	街路・公園緑地	国土交通省水管理・国土保全局
建設省通達	速報 確定	下水道	国土交通省水管理・国土保全局
公共土木国庫負担法	速報 確定	海岸・漁港施設・潮位・風速・雨量	国土交通省港湾局
公共土木国庫負担法	速報 確定	海岸・港湾施設・潮位・風速・雨量	水産庁
公共土木国庫負担法	速報 確定	河川・海岸・道路・橋梁・砂防施設・地すべり防止施設（国土交通省河川局所管分）・急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省水管理・国土保全局
建設省通達	即報・発生後7日以内・確定	住宅	国土交通省住宅局
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	速報 確定	幼・小・中・義務・高・中等・特支・大学施設及びこれらの学校の共同利用施設	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部

5 9 福岡県災害調査報告実施要綱

制定 昭和39年 5月21日

改正 平成 6年 4月 1日

平成10年 4月 1日

(趣 旨)

第1 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条の規定による報告及び他関係法令又は各省（庁）の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定めるものとする。

(定 義)

第2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

(総括事務)

第3 この災害状況の調査についての総括事務は、次に掲げる区分により行うものとする。

- 1 災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災課において行う。
- 2 災害対策本部が設置されたときは、総合指令部（総括班）において行う。

(報告責任者)

第4 災害時における事務のふくそうをさけるため、市町村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者（この場合「災害報告主任」という。）及び副主任を定めておくものとする。（報告すべき災害）

第5 市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。

- 1 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- 3 災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 4 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- 5 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるもの。

(報告及び提出部数)

第6 市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事（又は災害対策本部長）に報告するものとし、被害の判定基準は別表1によるものとする。

1 即 報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあっては、ただちに災害概況即報（様式第1号）を防災行政無線又は電話（ファクシミリを含む。）をもって報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第1号を提出するものとする。

前記報告のほか、判明した被害状況については様式第2号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後にあっては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区 分	報 告 時 間	
市 町 村 長	10時00分	15時00分
出先機関の長	10時30分	15時30分
各 部 長	11時00分	16時00分

2 詳 報

災害発生後市町村長にあっては5日以内に、関係出先機関の長にあっては7日以内に、それぞれの関係機関に様式第2号又は様式第3号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に掲げる事項を知事（又は災害対策本部長）に提出するものとする。

3 確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであって、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付するものとする。

4 提出部数

(1) 出先機関の長は、各様式とも2部作成し関係部長に提出するものとする。

(2) 各部長は、1部を知事（対策本部長）又は総務部長に提出するものとする。

なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあつては、出先機関の長に準じ2部提出するものとする。

（報告の順序）

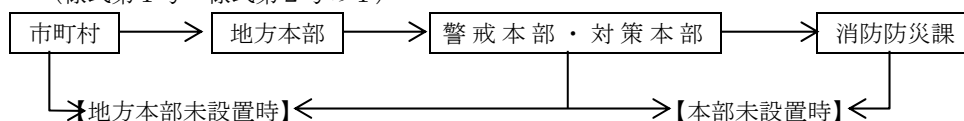
第7 市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害被序によるものとする。

但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

1 市町村長の報告

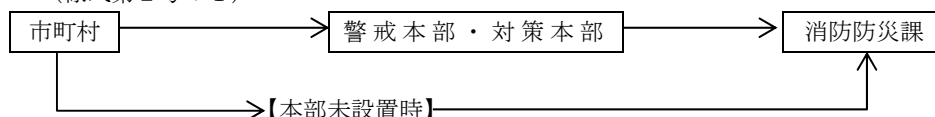
(1) 災害概況及び被害状況即報

（様式第1号・様式第2号の1）



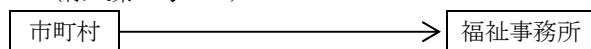
(2) 被害状況確定報告

（様式第2号の1）



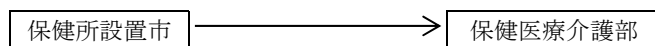
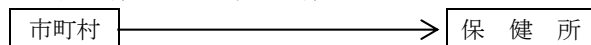
(3) 社会福祉施設関係被害即報

（様式第2号の2）



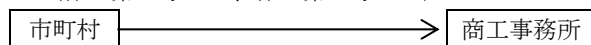
(4) 保健環境関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第2号の3、様式第3号の1）



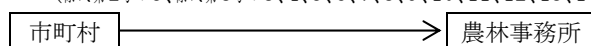
(5) 商工業関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第2号の4、様式第3号の2）



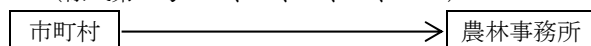
(6) 農業関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第2号の5、様式第3号の3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15）



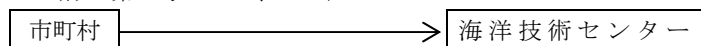
(7) 林業関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第2号の6、7、8、9、10）



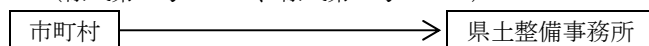
(8) 水産関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第2号の11、12）



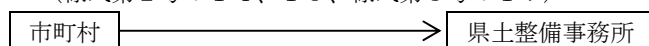
(9) 土木関係被害即報・詳報・確定報告

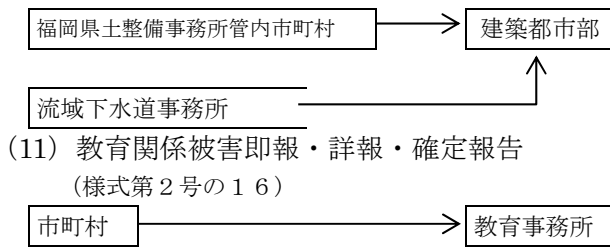
（様式第2号の13、様式第3号の16）



(10) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告

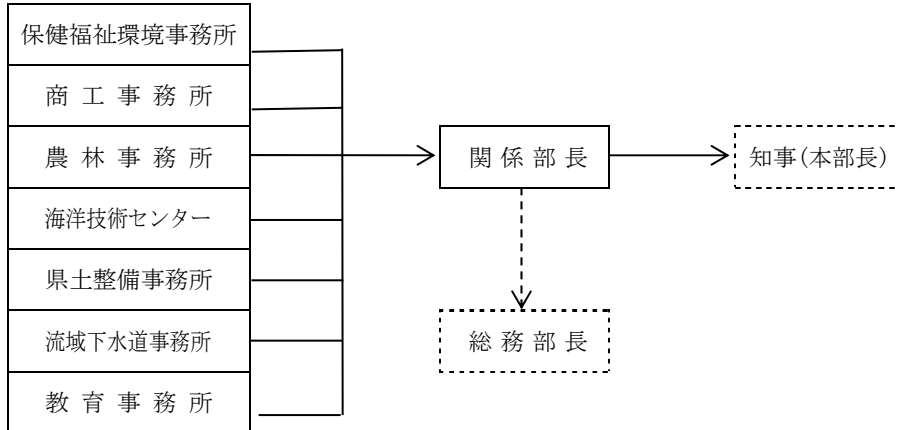
（様式第2号の14、15、様式第3号の17）





2 出先機関の長の報告

市町村から報告を受けた出先機関の長は、速やかに関係部長に報告するものとする。



3 各部長の報告

- (1) 各部長は、出先機関の長からの報告を受けた後、速やかにその状況を書面をもって知事（又は災害対策本部長）に報告するものとする。
- (2) 被害額については、様式第4号により報告するものとする。
- (3) 災害対策本部が設置されないときは、災害ごとに様式第2号の1及び様式第4号を総務部長（消防防災課）に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

別表 1

被害区分			備考
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする。	
	重傷者	当該被害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。	
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。	
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊	住家の損壊が甚しいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にはいたらない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。	非住家被害は全壊又は半壊のもののみを記入するものとする
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他	田の流出埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。	
	畑の流出埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。	
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または第3条の2の規定によって天然の河岸とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能となったものと及び流出し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。		

その他	航空機被害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。	
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。	
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
り災者	り災世帯の構成員とする。		
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。	
	農林水産施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対策となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び協同利用施設とする。	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公立文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きとするものとする。	
	公共施設被害市町村	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。	
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。	
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。	
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。	
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。		

様式第1号

[災害概況即報]

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

(市町村→地方本部→県本部)

災害の概要	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況						避難状況				
						報告・指示 自主の別	日時	地区名	避難先	人員

様式第2号の1

被害状況報告 即報
確定

市町村名		報告者名											
地方本部名		報告者名		報告日時		月 日 時		分現在		(市町村→地方本部→県本部)			
市町村名		被害		被害		被害		被害		被害		被害	
人的被害	死者	人											
	行方不明者	人											
	負傷者	重傷 軽傷	人 人										
住家被害	全壊	棟											
		世帯											
	半壊	棟											
		世帯											
	一部破損	棟											
		世帯											
床上浸水	棟												
	世帯												
床下浸水	棟												
	世帯												
非住家	公共建物	棟											
	その他	棟											
その他	田畑	流出・埋没	ha										
		冠水	ha										
	河川	流出・埋没	ha										
		冠水	ha										
その他	文教施設	箇所											
	医療機関	箇所											
	道路	箇所											
	橋りょう	箇所											
	河川	箇所											
	港湾	箇所											
	砂防	箇所											
	清掃施設	箇所											
	崖崩れ	箇所											
	鉄道不通	箇所											
	被害船舶	隻											
	航空機被害	機											
	水道	戸											
電気	回線												
ガソリン	戸												
ブロック塀	箇所												
り災世帯数	世帯												
罹災者数	人												
火災発生	建物	件											
	危険物	件											
	その他	件											
公共文教施設	千円												
農林水産業施設	千円												
公共土木施設	千円												
その他の公共施設	千円												
その他	農産被害	千円											
	林産被害	千円											
	畜産被害	千円											
	水産被害	千円											
	商工被害	千円											
その他の	千円												
被害総額	千円												
災害対策本部	設置	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	
	解散	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	
災害救助法適用		月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	
消防職員出動延人数		人											
消防団員出動延人数		人											

〇〇〇〇災害による福祉施設被害即報

〇〇市 町 村

〇〇保健福祉環境事務所

施設の種別	施設名	所在地	設置主体	被害状況	被害額	復旧の対応状況

〇〇〇〇災害による救護を要する傷病者即報

(保健福祉環境事務所長へ)

(保健福祉部長へ)

〇 〇 市 町 村

〇 〇 保健福祉環境事務所

即 報 月 日			月 日			即 報 時 間			時		即 報 回 数		第 回	
被 害 地 等	災 害 発 生 日 時	傷 病 者 数	内 訳						傷 病 収 容 状 況		救 護 の 状 況	備 考		
			外 傷 者			罹 病 者			収 容 ヶ 所 数	収 容 人 員				
			死 者	重 傷	軽 傷	重 傷	軽 傷	伝 染 病						
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13		
		人	人	人	人	人	人	人	ヶ 所	人				

様式第2号の4

〇〇〇〇災害による商工被害状況即報

(商工事務所長へ)

〇〇市 町 村

(商工部長へ)

〇〇商工事務所

				即報日時	月 日	即報回数 回		
業種	項目 被害区分	被災 事業所 数	被災 従業員 数	被災総額				備考
				土地	建物	機械設備	商品・原材料 仕掛品等	
商業	A			(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	B							
	C							
	D							
	計 (うち) (うち) (うち)							
工業	A							
	B							
	C							
	D							
	計 (うち) (うち) (うち)							
	A							
	B							
	C							
	D							
	計 (うち) (うち) (うち)							
合計		(うち) (うち) (うち)						

- (注) 1. 商工業の被害のうち、中小企業の被害については、()で記入のこと。
 2. A～Dの被害区分は、次の区分によること。
 A…事業用建物等の延面積の60%以上につき、破壊、埋没、流失したもの。
 B…事業用建物等の延面積の30%以上60%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
 又は、事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水1m以上のもの。
 C…①事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
 ②事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水30 以上1m未満のもの。
 ③事業用建物等の延面積の10%以上50%未満につき、浸水1m以上のもの。
 D…A～Cに該当しない被害。
 3. 商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業
 工業は、 // の製造業
 その他は、 // の鉱業、建設業、運輸、通信業、サービス業

様式第2号の5

〇〇〇〇災害による農業関係被害即報

(農林事務所長へ)

〇〇市町村長

(農政部長へ)

〇〇農林事務所長

作物等名		被害推定面積等	被害推定金額	被害発生状況	主な被害発生地域
農作物	水稲	ha	万円		
	麦				
	野菜				
	果樹				
	花き				
	飼料作物				
	その他				
	作物小計				
家畜	頭、羽				
畜産施設	件				
温室等栽培施設	件				
農協等共同利用施設	件				
農地・農業用施設	個所				
その他					
合計					

様式第2号の6

即報
詳報
確定
〇〇〇〇災害による山林【林地】被害状況
報告

(農林事務所長へ)
(水産林務部長へ)

〇〇市 町 村
〇〇農林事務所

区 分	崩 壊 地						地 す べ り 地						備 考
	山 腹			溪 流			山 腹			溪 流			
	箇所数	被害	金額	箇所数	被害	金額	箇所数	被害	金額	箇所数	被害	金額	
市町村		ha	千円		ha	千円		ha	千円		ha	千円	
計													

(注) 被害欄には、山腹は崩壊面積、溪流は被害延長を記入する。地すべり地の溪流被害については、面積を併記すること。

なお、旧災害地の拡大箇所については、拡大被害の箇所数、被害面積延長、金額を備考欄に記入すること。

〇〇〇〇災害による山林【治山施設】被害状況

即 報
詳 報
確 定

報告

(農林事務所長へ)
(水産林務部長へ)

〇〇市 町 村
〇〇農林事務所

施設名	災害箇所 (郡、市、町、 村、大字、字)	工 種	被 害		備 考
			数 量	金 額	
計					

〇〇〇〇災害による山林【林道】被害状況 即
詳
確 報
報
定 報告

(農林事務所長へ)
(水産林務部長へ)

〇〇市 町 村
〇〇農林事務所

区分 市町村	路線名	道 路			橋 梁				計		備 考
		箇所番号	延 長 m	金 額 千円	箇所番号	延 長 m	金 額 千円	箇所数	延 長 m	金 額 千円	

(注) 応急工事を必要とするものについては備考欄にその旨を記載すること。

〇〇〇〇災害による水産被害状況

□詳 報 告
 □詳 報 告
 □確 定

平成 年 月 日
 時 分
 〇〇〇市町村合計
 〇〇〇漁協

水産海洋技術センター〇〇〇研究所長へ
 水産林務部長へ(水産振興課経由)

1 水産業関係施設等被害 (被害金の単位：千円)

		被害程度＝	滅失	大破	中破	小破	計	備考
共同利用 私設	事業主	体名					—	
	施設	数量					—	
	被害	額					—	
非共同 利用私設	施設	体名					—	
	経営	数量					—	
	被害	額					—	
団体 施設名	事業主	体名					—	
	施設	数量					—	
	被害	額					—	
漁船	登録	番号					—	
	動力	の有					—	
	経営	体名					—	
漁具	種類	種類					—	
	経営	数量					—	
	被害	額					—	
養殖施設	養殖物	の種類					—	
	経営	数量					—	
	被害	額					—	
漁場	漁業権	の免許番号					—	
	事業主	の種類					—	
	被害	規模	面積				—	
備考	被害	額					—	
	平均	積高					—	
	被害	額					—	

2 水産物等被害

養殖施設	養殖物	の種類					計	備考
	経営	数量					—	
	被害	額					—	
その他の 水産物	種類	種類					—	
	経営	数量					—	
	被害	額					—	
在庫 組合	種類	種類	生産資材	その他			—	
	数量	数量					—	
	被害	額					—	

(注) 1 この様式は課各漁協毎に1部作成し、市町村の集計を添えて提出すること。 FAX: 海技センター:092-806-5223
 2 提出先: 筑前海区＝水産海洋技術センター、内水面漁業＝水産振興課、 水産振興課:092-643-3558
 有明海区＝有明研究所、豊前海区＝豊前海研究所 有明海研:0944-72-6170
 3 「被害程度」の目安: 滅失＝使用不可・流出・埋没、大破＝70%以上、 豊前海研:0979-82-5599
 中破＝30～70%、小破＝30%未満

〇〇〇〇災害による漁港被害状況

即
詳
確
報
報
定

報告

平成 年 月 日

水産林務部長へ

〇〇市 町 村

漁 港 名	被害箇所	数 量	被害額	被 害 状 況
計				

(注) 市町村長は、水産林務部長あて（漁港課経由）報告する。

(被害金額単位:千円)

〇〇〇〇災害による土木被害状況即報

(県土整備事務所長へ)
(県土整備事務所長へ)

〇〇市 町 村
〇〇県土整備事務所

被害報告表										報告者 第 号 平成 年 月 日 時現在	受理者 調査率 %				
災害発生日月	月 日～ 月 日	災害名		市町村名		発令月日		月 日							
災害救助法発令等	市町村名	発令月日		市町村名		発令月日		月 日							
市町村名															
連続雨量	mm	日時～ 日時	mm	日時～ 日時	mm	日時～ 日時	mm	日時～ 日時							
日雨量	mm	日時～ 日時	mm	日時～ 日時	mm	日時～ 日時	mm	日時～ 日時							
時間雨量	mm	日時～ 日時	mm	日時～ 日時	mm	日時～ 日時	mm	日時～ 日時							
時間最大風速	m/秒	日時 分	m/秒	日時 分	m/秒	日時 分	m/秒	日時 分							
平均風速		日時 分～ 時 分		日時 分～ 時 分		日時 分～ 時 分		日時 分～ 時 分							
県 工 事			市町村工事			計									
工 種	箇所	金 額		箇所	金 額		箇所	金 額							
河 川		千円			千円			千円							
海 岸															
砂 防 設 備															
地すべり防 止 施 設															
給傾斜地崩 壊防止施設															
道 路															
橋 梁															
港 湾															
下 水 道															
計															
主な公共施設の被害															
河川・海岸	事業主体	区分	水系名	河川・海岸名	被災位置		被災延長	被害額		被害内容 (破堤、溢水等)					
		級	水系		郡 町		m	千円							
		級	水系		市 村 大字		m								
		級	水系		郡 町		m								
		級	水系		市 村 大字		m								
道 路	事業主体	区分	路線名		被災位置		被災延長	被害額							
					郡 町		m	千円							
					市 村 大字		m								
					郡 町		m								
道 路 交 通 止	事業主体	区分	路線名	地先名	全面・一部の別 及び被災状況	延長	幅員	被害額	応急の 有無	応急工事 見込額	バス路線 有無	交通量	迂回路 の有無	交通止 年月日	解除年月日
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
一般被害 (人的被害)															
区 分		場 所			原 因		区 分		主な場所			原 因 (破堤、溢水、内水)			
死 者	名						全 焼	戸							
行方不明	名						半 焼	戸							
	名						流 出	戸							
	名						床上浸水	戸							
	名						床下浸水	戸							

〇〇〇〇災害による建築物被害状況即報

(県土整備事務所経由)

知事殿 平成 年 月 日 市区町村長名 (印) 建築基準法第15条第2項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。						受付年月日番号 ※	
1. 被災地区市町村名							
2. 災害種別		火災・風水災・震災・その他		3. 火災件数			
7. 用途別	4. 被害区分	全焼・全壊・全流出		半焼・半壊・半流失		計	
		5. 建築物の数 (戸数) 床面積の合計	6. 構造	建築物の数 (戸数)	床面積の合計 [平方メートル]	建築物の数 (戸数)	床面積の合計 [平方メートル]
住居	木造	戸	戸	戸	戸		
	その他	戸	戸	戸	戸		
	計	戸	戸	戸	戸		
鉱工業	木造						
	その他						
商業 サービス業	木造						
	その他						
公務文教	木造						
	その他						
その他	木造						
	その他						
合計	木造						
	その他						
	計						

- (注) イ ※欄は記入しないこと。
 ロ 2、4欄は該当文字を○印で囲むこと。
 ハ この書は災害種別ごとに作成のこと。
 ニ 市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

〇〇〇〇災害による都市施設等被害状況即報

〇〇〇市町村
 〇〇〇県土整備事
 流域下水道事務所

平成 年 月 日現在

種 別	県分		市町村分		計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
		千円		千円		千円
街 路						
都市公園						
下 水 道						
公営住宅						
計						

主な都市施設等の被害

種別	事業主体	箇所名	被害状況	被 害 額	復旧の対応状況
				千円	
街 路					
都 市 公 園					
下 水 道					
公 営 住 宅					

〇〇〇〇災害による教育施設関係被害状況即報

平成 年 月 日現在

							(単位:千円)	被災 年月日	災害名	市町 村名	
設置者名	学校名	施 設 区 分						合計 C+D +E+F	被害の概要等		
		建 物				工作物 D	土 地 E			設 備 F	
		全・半壊 A		補 修 B	建 物 計 C						
		面積(m ²)	金 額		面積(m ²)						金 額

〇〇〇〇災害による衛生被害状況 詳細 報告

防疫日報

(保健医療介護部長へ)

〇〇保健福祉（環境）事務所

〇〇保健所設置市

約束番号		1 赤痢患者発生数				2 前年同期赤痢患者発生数				3 防疫活動をしている市町村数 (応援除く)	4 防疫活動をしている保健所数 (応援除く)	5 保健所職員(雇用職員を含む)防疫活動従事者数	6 本庁職員(雇用職員を含む)防疫活動従事者数	7 清潔方法を行った戸数	8 消毒方法を行った戸数	9 そ族昆虫駆除を行った戸数	10 伝染病感染症予防による家用水の供給を受けた人員	11 災害救助法による飲料水の供給を受けた人員	12 検疫疫学調査人員	13 細菌調査検査実施人員	14 集団避難所数	15 集団避難所の収容人数	16 備考
月	区	真	疑	保	死	真	疑	保	死														
		性	似	菌者	者	性	似	菌者	者														
月	当																						
	日																						
月	当																						
	日																						

様式第3号の2

〇〇〇〇災害による商工被害状況

詳報
確定

報告

(商工事務所長へ)

〇〇市 町 村

(商工部長へ)

〇〇商工事務所

業種	項目	被災総額						
			土地	建物				
商業	A		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	B							
	C							
	D							
	計 (うち) (うち) (うち)							
工業	A							
	B							
	C							
	D							
	計 (うち) (うち) (うち)							
	A							
	B							
	C							
	D							
	計 (うち) (うち) (うち)							
合計		(うち) (うち) (うち)						

- (注) 1. 商工業の被害のうち、中小企業の被害については、()で記入のこと。
 2. A～Dの被害区分は、次の区分によること。
 A…事業用建物等の延面積の60%以上につき、破壊、埋没、流失したもの。
 B…事業用建物等の延面積の30%以上60%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。又は、事業建物等の延面積の50%以上につき、浸水1m以上のもの。
 C…①事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
 ②事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水30 以上1m未満のもの。
 ③事業用建物等の延面積の10%以上50%未満につき、浸水1m以上のもの。
 D…A～Cに該当しない被害。
 3. 商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業
 工業は、 " の製造業
 その他は、 " の鉱業、建設業、運輸・通信業、サービス業

様式第3号の3

〇〇〇〇災害による水稻被害状況

詳報
確定

報告(その1)初期の被害

災害の種類

調査年月日 年 月 日 時現在

市町村名
農林事務所名

作物名	市町村名	総栽培面積	10アール 当たり収量	基準収量	冠 水								土砂流入		流 失 埋 没				合 計		被害金額	備考 主な被害 地名等		
					2日目		3日目		4日目		5日目				減収 量 小計	植替可能		植替不可能		減収 量 小計			減収 量	被害 減収 量
					被害 面積	減収 量	被害 面積	減収 量	被害 面積	減収 量	被害 面積	減収 量	被害 面積	減収 量		被害 面積	減収 量	被害 面積	減収 量					
		ha	kg	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	t	ha	t	ha	t	ha	t	t	t	%	千円	

注1. 作物名は「早期水稻」「普通水稻」と記入のこと。

注2. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

〇〇〇〇災害による水稻被害状況 詳報 報告(その2)中後期の被害
確定

災害の種類 _____

調査年月日 年 月 日 時現在

市町村名 _____
 農林事務所名 _____

作物名	市町村名	総栽培面積	10アール 当り収量	基準収量 1	浸水被害 面積	冠水			倒伏			塩害			葉・籾の被害			合計				備考 主な被害 地域名等				
						被害面積	減収量 2	被害率 2÷1	被害面積	減収量 2	被害率 2÷1	被害面積	減収量 2	被害率 2÷1	被害面積	減収量 2	被害率 2÷1	被害面積	減収量 2	被害率 2÷1	被害面積		減収量 3	被害率 3÷1	被害金額	
		ha	kg	t	ha	ha	t	%	ha	t	%	ha	t	%	ha	t	%	ha	t	%	ha	t	%	千円		

- 注1. 作物名は「早期水稻」「普通水稻」と記入のこと。
- 注2. 被害の態様が、「土砂流入」及び「流失埋没」の場合は、空欄に区分して記入すること。
- 注3. 被害の態様が、複合している場合は、被害が大きい方の態様の中に記入すること。
- 注4. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

〇〇〇〇災害による水稻被害状況 詳報 確定 報告(その3)干害

調査年月日 年 月 日 時現在

市町村名
農林事務所名

市町村名	総栽培面積 ha	10a 当たり 収量 t	基準収量 t	5日間未満持続				5日間以上持続				10日間以上持続				15日間以上持続				20日間以上持続			
				乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態	
				被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率
	ha	t	t	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%

市町村名	25日間以上持続				30日間以上持続				枯死積 面積	塩害		合計		被害金額 千円	備考 (主な被害地域名等)
	乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態			面積	被害率	被害減収量 2	被害減収率 2÷1		
	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率							
	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	ha	%	t	%	千円	

注1. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

〇〇〇〇災害による農作物被害状況 [詳 報] 報告(水稻を除く)
[確 定]

災害の種類 _____

調査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時現在

市町村名 _____
 農林事務所名 _____

農作物名	市町村名	総栽培面積	被害面積				被害面積				単価 (kg当 たり) 4	被害 金額 (3×4) 5	平年10 a当た り収量 6	基準 集量 (1×6) 7	既 収穫量 8	収穫 残量 (7-8) 9	被害 面積率 (2÷1) 10	被害 減収率 (3÷7) 11	被害損害状況 主な被害地域名
			30% 未満	30~ 70%	70% 以上	計 2	30% 未満	30~ 70%	70% 以上	計 3									
		ha	ha	ha	ha	ha	t	t	t	t	円	千円	kg	kg	kg	kg	%	%	

注1. 被害面積の数値は、原則として小数点以下第1位までとする。(小数点以下第2位は四捨五入する。)
 注2. 花きにおける減収量等の単位は千本(千鉢)、単価は1本(1鉢)とする。
 注3. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

〇〇〇〇災害による農業関係施設被害状況

[
詳報
]
報告

[
確定
]

災害の種類 _____

調査年月日 年 月 日 時現在

市町村名 _____
農林事務所名 _____

施設の 種類	作物名	市町村 名	全 焼				大 破				中 破				小 破				ビニール破損				合 計				備 考 (被害地域名)
			件 数	棟 数	面 積	被 害 金 額	件 数	棟 数	面 積	被 害 金 額	件 数	棟 数	面 積	被 害 金 額	件 数	棟 数	面 積	被 害 金 額	件 数	棟 数	面 積	被 害 金 額	件 数	棟 数	面 積	被 害 金 額	
			件	棟	m ²	千円	件	棟	m ²	千円	件	棟	m ²	千円	件	棟	m ²	千円	件	棟	m ²	千円	件	棟	m ²	千円	

満、

「ビニール破損」…ビニールが破れ使用できないものをいう。

注2. 報告数値の中に個人所有以外のものがある場合は、農業協同組合及同連合会所有のものについては () 書きで、また、それ以外の共同利用施設の
ものについては [] 書きで内数として記入すること。

〇〇〇〇災害による樹体被害状況 詳報
確定 報告

災害の種類 _____

調査年月日 年 月 日 時現在

市町村名 _____
農林事務所名 _____

樹種名	市町村名	成園・未成園の別	被害程度別面積及び被害額								被害損傷状況 被害地域名
			甚		中		軽				
			面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									

注. 被害の種類は、樹体の損傷の程度、落葉の程度を基準とする。
 甚：樹体が流失、埋没もしくは枯死したもの、幹が折損もしくははなはだ裂けたもの、70%以上の主枝が裂けもしくは折れる等の損傷を受けたもの、
 又 はこれ以外の損傷を受け、更新もしくは改植を要すると認められるもの。
 中：30%以上70%未満の主枝が裂け、又は折れ、結果枝等の損傷が大きいか、これに準ずるもの。

〇〇〇〇災害による土木被害状況 詳報
確定 報告

(県土整備事務所長へ)
(土木部長へ)

〇〇市 町 村
〇〇県土整備事務所長

区分	前回までの報告分						今回の報告分		年間の合計
	自 月 日 の災害		自 月 日 の災害		自 月 日 の災害		自 月 日 の災害		
	至 月 日		至 月 日		至 月 日		至 月 日		
県 工 事	河 川								
	海 岸								
	砂 防								
	道 路								
	橋 梁								
	港 湾								
	計								
市 町 村 工 事	河 川								
	海 岸								
	道 路								
	橋 梁								
	計								
合 計									

(金額の単位 千円)

〇〇〇〇災害による建築物被害状況

詳報
確定

報告

(県土整備事務所経由)

知事殿						受付年月日番号	
平成 年 月 日						※	
市区町村長名 印							
建築基準法第15条第2項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。							
1. 被災地区市町村名							
2. 災害種別		火災・風水災・震災・その他		3. 火災件数			
7. 用途別	6. 構造	4. 被害区分		計		8. 建築物の損害見積額(千円)	
		全焼・全壊・全流出	半焼・半壊・半流失	建築物の数(戸数)	床面積の合計[平方メートル]		
居住	木造	戸	戸	戸	戸	戸	戸
	その他	戸	戸	戸	戸	戸	戸
	計	戸	戸	戸	戸	戸	戸
鉱工業	木造						
	その他						
商業サービス業	木造						
	その他						
公務文教	木造						
	その他						
その他	木造						
	その他						
合計	木造						
	その他						
	計						

- (注) イ ※欄は記入しないこと。
 ロ 2、4欄は該当文字を○印で囲むこと。
 ハ この書は災害種別ごとに作成のこと。
 ニ 市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

様式第4号

〇〇〇〇災害による被害額報告

〇〇〇部

(第 報) 月 日

区 分	被 害 総 額 (千円)												計	
	総務部	企画地域 振興部	新社会推 進部	保健医療 介護部	福祉労働 部	環境部	商工部	農林水産 部	県土整備 部	建築都市 部	企業局	教育庁		警察本部
公 共 文 教 施 設														
農 林 水 産 業 施 設														
公 共 土 木 施 設														
その他の公共施設														
小 計														
その他	農産被害													
	林産被害													
	畜産被害													
	水産被害													
	商工被害													
	林 地													
	県営林													
	その他													
被 害 総 額														